

平成 20年5月8日
平成 20年5月8日

平成 20年 第 3 回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第21号

平成20年第3回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年5月1日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成20年5月8日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

報告第1号 平成19年度南部町水道事業会計予算の繰越報告について

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて

議案第54号 平成20年度南部町一般会計補正予算(第1号)

開会日に応招した議員

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早苗君

赤 井 廣昇君

青 砥 日出夫君

細 田 元教君

石 上 良夫君

井 田 章雄君

笹 谷 浩正君

足 立 喜義君

秦 伊知郎君

亀 尾 共三君

塚 田 勝美君

真 壁 容子君

宇田川 弘君

森 岡 幹雄君

応招しなかった議員

なし

平成20年 第3回(臨時)南部町議会会議録(第1日)

平成20年5月8日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成20年5月8日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第1号 平成19年度南部町水道事業会計予算の繰越報告について
- 日程第5 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第54号 平成20年度南部町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第1号 平成19年度南部町水道事業会計予算の繰越報告について
- 日程第5 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第54号 平成20年度南部町一般会計補正予算(第1号)

出席議員(15名)

1番 植田 均君	2番 景山 浩君
3番 杉谷 早苗君	4番 赤井 廣昇君
5番 青砥 日出夫君	6番 細田 元教君
7番 石上 良夫君	8番 井田 章雄君

9番 笹谷 浩正君	10番 足立 喜義君
11番 秦 伊知郎君	12番 亀尾 共三君
14番 真壁 容子君	15番 宇田川 弘君
16番 森岡 幹雄君	

欠席議員（1名）

13番 塚田 勝美君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 谷口 秀人君	書記 ----- 古 曳 正 之君
	書記 ----- 加 藤 潤君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 坂本 昭文君	副町長 ----- 藤 友 裕 美君
教育長 ----- 永江 多輝夫君	病院事業管理者 ----- 三 鴨 英 輔君
総務課長 ----- 陶山 清孝君	財政室長 ----- 伊 藤 真君
企画政策課長 ----- 三 鴨 義 文君	地域振興統括専門員 ----- 仲 田 憲 史君
税務課長 ----- 米澤 睦雄君	町民生活課長 ----- 畠 稔 明君
教育次長 ----- 稲田 豊君	保健対策専門員 ----- 檀 田 明 美君
建設課長 ----- 滝山 克己君	上下水道課長 ----- 松 原 秀 和君
産業課長 ----- 分倉 善文君	農業委員会事務局長 ----- 加 藤 晃君

午前9時30分開会

議長（森岡 幹雄君） おはようございます。早速会議を開きたいと思いますが、御報告申し上げます。

13番、塚田議員は、欠席をする旨の通知が入っておりますので御報告申し上げます。

早速会議を開きたいと思います。ただいまの出席議員数は15人でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成20年第3回南部町議会臨時会を開会

いたします。

傍聴の皆さん方は御苦労さまでございます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（森岡 幹雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

14番、真壁容子君、15番、宇田川弘君。

日程第2 会期の決定

議長（森岡 幹雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

議長（森岡 幹雄君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 報告第1号

議長（森岡 幹雄君） 日程第4、報告第1号、平成19年度南部町水道事業会計予算の繰り越し報告についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

上下水道課長、松原君。

上下水道課長（松原 秀和君） 上下水道課長です。報告第1号、平成19年度南部町水道事業会計予算の繰越報告について。

次のとおり、平成20年度に繰越した平成19年度南部町水道事業会計繰越額の使用に関する計画について報告を受けたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をする。

平成20年5月8日。南部町長、坂本昭文。

裏面をごらんください。平成19年度南部町水道事業会計予算繰越計算書。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。

資本的支出、建設改良費、上水道拡張工事費、予算計上額7,900万円、支払義務発生額1,945万3,769円、翌年度繰越額5,859万2,100円。

財源の内訳でございますが、企業債地方公営企業金融公庫資金2,600万円、財政融資資金3,240万円、過年度分の損益勘定留保資金19万2,100円、不用額95万4,131円でございます。

この理由でございますが、受水槽のポンプ場設置の用地取得に不測の日数を要したために、建設工事発注が遅れたために翌年度に繰越すものでございます。

以上、報告申し上げます。

議長（森岡 幹雄君） ただいま、繰り越しの関係についての報告がございました。特に質疑がございましたら……。

14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） 先ほどの説明では19年度にする上水道拡張工事の予定が、理由がポンプ場設置箇所の用地交渉に不測の日数を要したために工事発注が遅れたと、こういう理由なんですね。その理由で約4分の3の金額が翌年度繰り越しになっています。ポンプ場の設置箇所はどこで用地交渉に不測の日数を要したというのは、どういう理由で不測の日数を要したかとなったのかという説明をお願いいたします。

議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、松原君。

上下水道課長（松原 秀和君） 上下水道課長です。受水槽の位置の決定に、用地取得に日数を要しました。場所が決まりましてから設計発注をいたしたために工事発注が遅れたという理由でございます。

議長（森岡 幹雄君） 場所聞いておられる。場所。

上下水道課長（松原 秀和君） すいません。場所は福成地内でございます。

議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） 不測の日数、位置の決定というのは設計段階で位置の決定してないわけですか。設計のときに位置の決定してたのが、それが何かの理由でいけなくなった、その理由は何なんですか。それを聞いてるんですけど。

議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、松原君。

上下水道課長（松原 秀和君） 当初予定といたしまして駐車場といいますか、更地になったところを予定をいたしておりました。単価的にいろいろ折り合いがつかなくなったために隣接しております一部町有地等を利用して、その用地交渉に入ったという理由でございます。

議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。ほかにございませんか。

ないようでありますので、進行いたします。

以上で報告第1号、平成19年度南部町水道事業会計予算の繰り越し報告についてを終わります。

日程第5 から 日程第8

議長（森岡 幹雄君） お諮りいたします。この際、日程第5、議案第51号、専決処分の承認を求めることについてから、日程第8、議案第54号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第1号）までを一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、（発言する者あり）そうします。いつものとおり進行します。（発言する者あり）いつものとおり進行をいたします。

御異議ございませんね。（「説明してください」と呼ぶ者あり）いつものとおり進行をいたします。（発言する者あり）1件ずつやっております。（「1件ずつするんですね」と呼ぶ者あり）よって、日程第5、議案第51号から日程第8、議案第54号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友君。

副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第51号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

本議案につきましては、平成20年の4月30日に国会において、地方税法の改正にかかる税制改正関連法案が可決公布されたことに伴いまして、南部町税条例の一部改正について専決処分をしたことについて上程をいたすものでございます。例年に比べますと遅くなっておるわけですが、これは御承知のように暫定税率を復活する租税特別措置法改正案と一緒の税制改正関連法案であったために、若干例年より遅くなっておるということを申し添えておきたいというふうに思います。

内容については、税務課長より説明をいたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。

議長（森岡 幹雄君） 税務課長、米澤君。

税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。それでは、南部町税条例の一部を改正する条例の説明を行います。

この条例は、先ほど副町長の方が申しましたように、去る4月30日に衆議院において再議決即日公布されました地方税法の一部を改正する法律を受けて、専決処分をした条例でございます。

今回の改正の特に重要なものとして挙げられますのは、寄附金税制の拡充、金融証券税制の見直し、それから公的年金からの特別徴収制度の導入でございます。

それでは、改正の主な点について御説明いたします。新旧対照表の方で御説明いたします。

新旧対照表の2ページをごらんください。まず、改正後の第23条、それから第31条の条文改正でございますが、第23条第1項第4号は公益法人制度の改革に伴いまして、法人でない社団または財団で収益事業を行わないものについては非課税としたために、その条文を削除するものでございます。また、31条の表の改正は法人でない社団または財団で収益事業を行うもの、また、公益法人等で資本金の額または出資金の額を有しない法人について、最低税率を適用するための改正でございます。

次に7ページ、第34条の7の寄附金控除について御説明いたします。平成21年度以後の各年度分の町民税に係ります寄附金税制について、次にこれから述べます措置を講ずることとしております。まず第1点、寄附金控除、控除対象寄附金の拡大でございます。寄附金控除の適用対象に所得税の寄附金控除の対象となります寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市町村が条例で定めるものを追加すること。ただし、国に対する寄附金及び政党等に対する寄附金は除きます。ただ、この市町村が条例で定めるものにつきましては南部町の場合、社会福祉法人が該当いたしますが、議員もよく御存じのとおり町県民税は県民税と町民税を一緒に集めるものでございます。町民税だけから寄附金控除をすることは、現在の県民税と町民税への案分方法では理論的には可能でございますが、実務としてはほぼ不可能でございます。県条例でも同じものを寄附金控除の対象とするなら可能でございますが、現在のところ県の方では県条例に定める考えはないようでございます。したがって、町独自で1号、34の7の1号、2号でございますが、1号、2号以外に条例で寄附金控除の対象を規定することは現時点ではできないのが現状でございますので、条文化はしてございません。第2点目は、現行の所得控除方式が税額控除方式に改められ、適用対象寄附金にかかる控除率が6%とされたこと。第3点目は、寄附金控除の対象限度額が現行の総所得金額の25%から30%に引き上げられたこと。第4点目は、寄附金控除の適用下限額が現行の10万円から5,000円に引き下げられたこと。第5点目は、

地方公共団体に対する寄附金税制、いわゆるふるさと納税でございますが、この見直しが行われたことでございます。この地方公共団体に対する寄附金税制の見直しは、先に申しました6%の控除に加えまして、寄附金が5,000円を超える場合にはさらに特例控除といたしまして、その超える金額に90%から所得税の限界税率を控除した率を掛けまして、得た金額の5分の3に相当する金額を町民税から控除するものでございます。ただし、町民税の所得割の額の10%を限度といたします。

次に15ページをお願いします。第47条の2の説明に移ります。第47条の2は、公的年金にかかる所得に係る個人の町民税の特別徴収でございます。町民税の特別徴収につきましては現行では給与所得者に係る特別徴収がございましたが、地方税法の改正によりまして平成21年度から新たに、公的年金に係る所得者からも特別徴収を行う旨の規定でございます。まず第1項では、前年中に公的年金等の支払いを受けていた方が当該年度に年齢65歳以上で、かつ老齢年金給付を受けている場合には、前年中の公的年金にかかる所得に係ります町県民税を、当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われます老齢年金から特別徴収をするものでございます。この特別徴収の該当とならない方は、47条の2の1号から3号までの方でございます。

次に16ページですが、第2項では第1項におきまして前年中の公的年金による所得に係る住民税を特別徴収する旨の規定でございましたけれども、この項では給与所得及び年金所得以外の所得に係ります所得割も、当該納税義務者から普通徴収の申し出がある場合を除きまして、特別徴収の方法によって徴収する旨の規定でございます。

続きまして、第3項では第1項におきまして前年中の公的年金による所得に係ります住民税を、当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われます老齢年金から特別徴収する旨の規定がされているところでございますが、第3項におきましては前年中の公的年金による所得にかかる住民税のうち、当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間、特別徴収をされる税額を控除した額を、当該年度の4月1日から9月30日までの間の普通徴収の方法によります住民税の納期に、普通徴収の方法によって徴収する旨の規定でございます。

続きまして、第47条の3は、これは特別徴収義務者の規定でございます。

第47の4第1項は、年金保険者は支払回数割特別徴収税額を徴収したら徴収した月の翌月の10日までに納入しなければならない旨の規定でございます。第2項は、前項の支払回数割特別徴収税額とは年金所得に係ります特別徴収税額を、当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間の特別徴収対象年金給付の回数で除して得る額であるとの規定でございます。

次に第47の5第1項は、第47条の2第3項におきまして、当該年度の4月1日から9月30日までの間の普通徴収の方法による住民税の納期に、普通徴収の方法によって徴収する旨の規定でございましたけれども、平成22年度以降には前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間に、特別徴収対象年金給付の支払いの際、支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者が、当該年度の4月1日から9月30日までの間に引き続き老齢年金を支給される場合には、前年度において徴収された年金所得に係ります特別徴収税額を仮特別徴収税額として、当該年度の4月1日から9月30日の間に特別徴収対象年金給付の支払いの際、特別徴収の方法によって徴収する旨の規定でございます。

続きまして、18ページでございますが、第47条の5第2項は、当該年度の4月1日から9月30日までの間において前項の規定によりまして、仮特別徴収税額を特別徴収された特別徴収対象年金所得者については、当該年度の10月1日からその翌年の3月31日までの間に特別徴収されます税額は、その年度に徴収すべき税額から仮特別徴収税額を控除した税額として第47条の2第3項、これは普通徴収の規定でございましたが適用しない旨の規定でございます。第47条の5第3項は、特別徴収義務者の規定と年金所得に係ります特別徴収税額の納入の義務の規定は、仮特別徴収税額の特別徴収に準用する旨の規定とそのため読みかえの規定でございます。

続きまして、第47条の6第1項は、老齢年金の支給を受けなくなると年金保険者が特別徴収をする義務がなくなった金額に相当する税額は、普通徴収の納期がある場合にはその納期において集めると。納期がない場合には直ちに徴収する旨の規定でございます。第47条の6第2項は、特別徴収をした税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき税額を超えている場合、当該過納または誤納に係ります税額は、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときには、未納に係る徴収金に充当する旨の規定でございます。

以上が公的年金に係る所得者から特別徴収を行う旨の規定の説明でございます。

続きまして、24ページ、附則第4条の2をごらんください。この規定は公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の対象となる法人が、寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなったことと、一定の事由によりまして非課税承認を取り消された場合には、当該寄附を受けた公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得等に係る市町村民税の所得割を課する旨の規定でございます。

次に、26ページから27ページにかけての附則第7条の3をごらんください。附則第7条の3は、平成20年度から平成28年度までに限りまして所得税において住宅借入金等特別税額控除が引ききれなかった、いわゆる控除額があまった納税者に対しまして、引ききれなかった控除

額を町県民税から控除する旨とその手続きの規定でございますが、第2項では外国税控除及び配当割額または株式譲渡所得割控除をするときは、現行の規定に加えまして寄附金控除及び住宅借入金等特別税額控除の規定を適用した場合の所得割から控除をする旨の改正でございます。第3項は、第1項の規定を受けようとする場合には、町県民税の納税通知書が送達されるまでに申告書を提出した場合と規定されておりましたけれども、改正によりましてやむを得ない理由があるときには、それ以後の提出でも認める旨の規定でございます。

次に、附則第7条の4は、寄附金控除の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者の特例控除額は、先に御説明いたしました第34条の7第2項第2号もしくは第3号に該当する場合には、第1号もしくは第2号に規定する割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額。また、課税総所得金額、山林所得金額、退職所得金額がない場合であって、土地の譲渡所得の特例を受けるものにあつては100分の50を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額。短期譲渡所得の特例を受けるものにあつては、100分の60を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額。配当所得の特例、長期譲渡所得の特例、株式の譲渡に係る特例、先物取引に係る雑所得の特例の適用を受ける者にあつては、100分の75を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額とする旨の規定でございます。

次に、28ページ、附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございますが、このたびの改正によりまして免税対象飼育牛の売却頭数が2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外することとし、適用期限を平成24年度まで延長したものでございます。

次に、32ページ、附則第10条の2第7項をごらんください。この項はこのたびの地方税法の一部を改正する法律によりまして、地方税法附則第15条の9第9項及び第10項に新たに規定された省エネ改修工事を行った、既存住宅に係る固定資産税の減額措置の新設に伴う、固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする方がすべき申告の規定でございます。申告書には、ここに書いてございます第1号から第6号の事項を記載した申告書を町長に提出しなければなりません。

次に、34ページ、附則第16条の3をごらんください。この条項は上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の創設を規定したものでございます。地方税法の改正によりまして上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税が創設されまして、所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得については、当該納税義務者は3%の税率による申告分離課税を選択できることと

されたものでございます。この場合、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択適用できることとされました。第1項が選択分離課税、第2項が総合課税の条項でございます。第3項は、附則第16条の3第1項及び第2項の創設に伴いまして、条例中の所得控除、調整控除、寄附金控除、住宅借入金控除、所得割の計算、所得割の非課税の範囲等の条文中、所得割の額とあるのを、所得割の額及び上場株式等に係る配当所得に係る町民税の特例に係る所得割の額と読みかえる規定でございます。

次に、40ページの附則の第19条の3をごらんください。ここは削除となっております。この条は、平成20年12月31日までの間に行われます上場株式等の譲渡に係る軽減税率1.8%でございますが、これが廃止されるために削除されるものでございます。ただ、特例措置といたしまして平成22年12月31日までの間におきましては、上場株式等の譲渡に係る譲渡所得金額のうち500万円以下の部分の税率につきましては1.8%とすることとされております。

次に、41ページの附則第19条の5でございます。この条は、源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例について規定されているものでございまして、第1項におきましては、源泉徴収選択口座内配当に係る配当所得と、当該源泉徴収選択口座内配当以外の配当等に係る配当所得を区分して金額を計算する規定でございます。第2項におきましては、納税義務者がその有する源泉徴収選択口座内配当に係る配当所得を申告する場合には、前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当に係る配当所得を記載する旨の規定でございます。

次に、附則第19条の6は、平成22年度以後の各年度分の町民税につきまして、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき、または前年以前3年以内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失があるときは、当該損失のあった翌年度の3月31日までに譲渡損失に係る事項を記載した申告書を提出した場合、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額、これは申告分離課税を選択したものに限りませんが、この配当所得の金額から控除できる旨の規定でございます。

最後に、51ページの附則第21条でございます。条文中に第56条の規定とございますが、第56条の規定とは、学校法人等または民法第34条の法人で、公益を目的とするものがその目的のため直接その用に供する固定資産で、政令で定めるものを非課税とするための手続きを定めてございますが、公益法人制度の改革に伴いまして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定によりまして、民法第34条の法人から移行しました一般社団法人であって同法第106条の規定による登記をしていないものについては、地方税法附則第41条第3項の規定に

より、公益社団法人とみなすことからこの条項が規定されているものでございます。

あと、附則につきましては省略いたしますので、お読みいただきますようお願いいたします。
以上でございます。

議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

副町長（藤友 裕美君） 議案第52号。専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定によって、これを議会に報告し承認をお願いをいたすものでございます。

本議案についてでございますが、これは南部町手数料徴収条例の一部改正について専決処分をしたことについて承認をいただくものでございます。

この中で、今回の改正は戸籍法が一部改正されたことにより手数料徴収条例中の戸籍関係書類に関する条番号がずれたこと。また、新たな条番号が制定されたことに伴います条文改正でございます。

この条例の施行は、平成20年の5月1日といたしたものでございます。

この改正の背景でございますけれども、これは戸籍の不正取得、そういったことについて今事件が発生をしておるといふ状況にあるわけでございます。だれでも戸籍謄本等の交付が請求できるという従来の戸籍法の公開原則を改めまして、第三者が戸籍謄本等の交付請求できる場合を制限をし、また虚偽の届け出によって戸籍に事実でない記載がされること、そういったことを防止するための法的措置が講じられたという内容でございます。

細かくは申し上げませんが、窓口での取り扱いの問題でございます。特に大きくかわる点でございますが、1つ目には、婚姻や養子縁組などの届け出の際に本人確認を行うこと、そういったことが法律上で定められたという内容でございます。それから、2点目といたしましては、戸籍の証明書を取得する要件や手続きなどが厳しく規定をされたこと、そういった内容になっておるところでございます。それぞれ手数料徴収条例の中でのそれぞれの手数料については、従来と変更はないという内容でございます。

よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。議案第53号。専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

めくっていただきまして、専決処分書をごらんください。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年度南部町一般会計補正予算(第6号)について、次のとおり専決処分をする。処分日は平成20年3月31日でございます。

別冊の平成19年度一般会計補正予算書で御説明いたしますのでお開きください。

まず、1枚めくってみまして1ページでございます。

平成19年度南部町一般会計補正予算(第6号)

平成19年度南部町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63,504千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,046,022千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年 3月31日 専決

南部町長 坂本昭文

事項別明細によって説明させていただきます。説明入ります前に今回の内容でございます。専決の内容を御説明いたします。まず、3月補正予算で対応できなかったものにつきまして今回補正させていただきます。特に主なものは特別交付税、これが3月18日交付決定を受けておまして、これによる予算調整が主なものでございます。その他予算の整理調整をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

では、8ページから御説明いたします。8ページ、総務費、総務管理費、1目一般管理費でございます。職員手当等の時間外勤務手当45万円の増でございますが、3月の年度末会計検査があったことなどによるものでございます。下段のほうの土木費、1目土木総務費の職員手当等の時間外勤務手当45万円の減と組みかえをさせていただいております。

8目財政調整基金でございます。財政調整基金積立金6,600万は、決算時点で歳入の方が上回りました。黒字になりましたので、その差額について積み立てをさせていただいております。

10目減債基金費の積立金29万円、これは利子でございます。利子を積み立てるものでございます。

次に、農林水産業費、9目農地費でございます。工事請負費の新農業水利システム保全対策工事148万4,000円の減ですが、これは西伯地区で計画変更があったための減額でございます。

続きまして、土木費、3目の道路維持費でございます。使用料及び賃借料の除雪機借上料127万9,000円の増は、除雪車の稼働日が想定したものより多かったことによるものでございます。予算に不足が生じたための増額でございます。

9ページをごらんください。教育費でございます。社会教育費、5目図書館費でございます。委託料の図書館システムの保守委託料45万9,000円の減は、新しく図書館システムができて、これに移行したため旧システムの保守料が不要になったための減額でございます。

その下にございます災害復旧費、1目単県斜面崩壊復旧費でございます。工事請負費の単県斜面崩壊復旧工事167万8,000円の減は、不用額の整理によるものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

それでは、6ページに戻っていただきまして、歳入の説明をさせていただきます。

それでは、6ページから御説明いたします。上段の自動車重量譲与税から6ページ下段の地方消費税交付金までは、これは実績による整理でございますので、よろしく願いいたします。

7ページ、10款、地方交付税でございます。1目地方交付税の特別交付税、これが1億4,777万円は、一番最初に説明しましたように当初予算額1億7,000万円に対しまして、交付決定が最終的に3億1,777万円となりました。差額の全額1億4,777万円を予算計上したものでございます。

次は、下段の18款、繰入金、2目減債基金繰入金でございます。8,400万の減債基金繰入金の減は、先ほどの特別交付税の増などによりまして基金を取り崩すことはない、必要ないことになりましたので取りやめることにしたものでございます。合併後初めて基金の取り崩さない予算となりました。大変歓迎する喜ばしい事態だというぐあいに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（森岡 幹雄君） ちょっと休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時18分再開

議長（森岡 幹雄君） 再開します。

総務課長。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。先ほど読み上げました平成19年度一般会計補正予算（第6号）の1ページ目、第1条の項目に誤字がございますので訂正させていただきます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出歳出それぞれとなっておりますこの「から」を「に」に訂正をさせていただきます。再度読み上げさせていただきます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,350万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,602万2,000円とする。このように訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（森岡 幹雄君） 以上で提案のございましたそれぞれの議案について説明が終わりました。20年度やったでしょ。（「20年度まだ」と呼ぶ者あり）20年度まだか。ごめんなさい、もとのに戻ります。

20年度の54号の説明をしてください。

総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。それでは平成20年度南部町一般会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

議案第54号

平成20年度南部町一般会計補正予算（第1号）

平成20年度南部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,641千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,698,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年5月8日

南 部 町 長 坂本昭文

平成20年5月 日

決 南部町議会議長 森岡幹雄

めくっていただきまして、事項別明細が4ページでございます。

歳入歳出1ページでございますので、下側の歳出の方から説明させていただきます。1目一般管理費でございます。10万円補正をさせていただきます。これは4月の27日に朝金で家屋火災がございまして、これに対しまして見舞金を支給するというものでございます。

18目地域自治振興費でございます。これを454万1,000円増額するものでございます。これは2つの地域振興協議会に対しまして人件費分を補正をお願いするものでございます。

歳入について御説明をさせていただきます。歳入は、1目繰越金でございまして、繰越金を464万1,000円増額させていただきます。これは前年度繰越金でございまして、まだ額は確定しておりませんが前年度並みぐらいの繰越金を予想しております。

以上、よろしくお願いたします。

議長（森岡 幹雄君） 以上で提案の説明は終わりました。これから審査に入りたいと思います。

これより質疑に入りますが、日程第5、議案第51号、専決処分の承認を求めることについて、税条例の関係ですけれども質疑はございませんか。

6番、細田君。

議員（6番 細田 元教君） 何点かこれにお聞きしますが、この条例改正は前回の3月、4月でしたかの暫定税率の分の改正に伴うものだと聞きましたけど、中身ですね。僕の、間違っておったら教えていただきたいし、ことも含めてですが、給与所得者の方は給与から町県民税は天引きされてると思います。今回の場合はこれを見たら、今度は年金生活者からも特別徴収ということは町県民税を引くというように解釈していいのでしょうか。

それともう1点は、こうなった背景にはいろいろあると思いますが、滞納状況について若干大ざっぱでくわしい数字はよろしゅうございますが、若年者の滞納とこの今まで年金生活者高齢者ですね、の滞納比率はどちらがどのように多いのか少ないのかわかれば教えていただきたい。

議長（森岡 幹雄君） 税務課長、米澤君。

税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長でございます。年金生活者からの特別徴収でございますが、今までは特別徴収というのは給与所得者、町県民税に関しましては給与所得者からの特別徴収だけでございました。これに新たに、いわゆる介護保険料の特別徴収、それから国民健康保険の特別徴収に続きまして、今度は町県民税も、いわゆる年金所得者ですね、年金所得者の年金所得に係る所得に対する町県民税を今度は特別徴収しようということで、このたび制度改正で地方税法の一部を改正する法律でこれが盛り込まれました。ですから、今までの給与所得者はやはり給与所得から、それから年金所得者、今までは普通徴収でございました。この方も年金の方から特別徴収をするという制度でございます。

それから、若年者と年金所得者の滞納の割合ということでございますが、これはつかんでおりません。ただ、徴収をする時点で考えますと当然年金所得者の方が滞納額が少ないんだろうと、

いわゆる町県民税のいわゆる所得割の方も額がそんなに高くございませんので、年金所得者の方が滞納額が少ないのではなからうかというふうには考えております。以上です。

議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

議員（6番 細田 元教君） ちょっと痛ましいやな話でございまして。もう一つ1点お聞きしますが、この要は若年者の税非課税世帯と、この年金所得者の給与課税世帯及び非課税世帯はどちらが多いでしょうな。また、この年金から町民税を引かれる人がというのは我が南部町では、要は年金受給者の割合からいえば何割何%ぐらいがこれに該当するのか教えていただきたい。

議長（森岡 幹雄君） 税務課長、米澤君。

税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長でございます。申し訳ございませんが、はっきりとした数字はつかんでおりません。

議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

議員（12番 亀尾 共三君） 毎年この時期になりますと税条例の改正が上がってくるんですが、なかなか法律の分は専門的なんでなかなか理解が難しいわけですけども、先ほど課長の説明の中で大きく3点を改正の柱だということが説明があったと思うんですよ。1つは寄附金の関係と、それからもう一つは上場株式の配当の所得のこと、それから3つ目には公的年金の特別徴収ができるということの3つあったんですよ。1つひっくるめて大まかに聞くんですけども、この3点の中で町のこの南部町の中に及ぼす影響といたしますか、そのようなことがある。あるいは該当者ですね、そういうことがまずどれぐらいあるのんかということと1つは収入面ですね、町の財政に対してどの程度の影響があるのかということ、それから該当するものがどれぐらい予測されているのかということ。この2点についてお聞きしますので、よろしく願います。

議長（森岡 幹雄君） 税務課長、米澤君。

税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長でございます。先ほど御説明いたしました大きなもの3点の南部町に及ぼします財政的な面、それから該当する者のということでございましたけれども、財政面から申しますと、まず証券税制、これはいわゆるこのたびの証券税制の大きなところは、いわゆる今まで税率の特例がございましたが、それが廃止になるということでございますが、ただ、2年間はこれは、いわゆる特例措置が設けられてるということでございまして、財政的にはあまり影響はないんじゃないかと。

それから公的年金、特別徴収でございまして、これは先ほど申しましたように、いわゆる年金所得者の方でございまして、この方の町県民税の徴収率はそんなに低くないだろうというふうには考えておりますので、これは特別徴収を、特別徴収をするからには徴収率は若干は上がるのでは

ないかというふうには、多少は上がるんじゃないかというふうには考えております。

それから、寄附金の関係でございますが、これは町県民税からの控除ということでございまして、いわゆるふるさと納税、それから日本赤十字、それから赤い羽根でしたか、これの控除下限額が今までは5万円でしたが、これは5,000円に下がるということでございますので、この分の影響は多少はあるんじゃないかと。ですから、財政的にはそんなに極端な影響は私はないんじゃないかというふうにはとらえております。それから、該当する者でございますが、これはちょっと年金所得者の特別徴収の方、いわゆるこれちょっと私の方もまだつかんでおりません。いわゆる徴税法の一部を改正する法律が3月31日専決のやつが4月30日まで1カ月延びた関係もございすけれども、これ地方税法の方の改正でございまして、それに伴う徴税条例の改正でございまして、まだ細かいところまでまだつかんでおりません。ですから、該当者ということ、それからその辺がまだはっきりしていないということがございすし、それから証券税制、それから寄附金の関係、これもまだ全然細かいところまでつかんでいないのが実態でございます。以上です。

議長（森岡 幹雄君） いいですか。

真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） 今回の税制改悪ですよね、これを専決してきたわけです。私は、やはり一番住民に影響があるのは、この47条の2ですよね。公的年金等にかかわる所得から個人の町民税を特別徴収をするということを決めてきているわけですよね、この間の国会で決まったと。このときに厚労省の大臣はほかのとも関連して、持っていくのが手間だからこのようにするのだ、特別徴収するのだと言いましたよね。これが全国的にすごく批判の声浴びた内容だったわけです。先ほど課長は、全体的な数字つかんでいないって言ったんですけども、65歳以上の方が平成21年がどうなのかという、介護保険、国民……国保ですね、それからこの町県民税も特別徴収になると。年金から引かれるわけですね。これは私は、町長が以前に私たちが申し入れてきた年金からの特別徴収は好ましくない。なぜならば、税金というのは本来自主申告してするもんですよね、それを人の懐に手を入れるように公的な権力でもって勝手に決めて特別徴収するというのはなじまない。このような見解を示されたことがあるんですけども。私は今、首長がこぞってこの声上げるべきではないかというふうに思うんですけども。1つには税が滞納をなくするためという国が言っていますが、先ほど課長が言ってるように、その、あんまり、確かに少しは上がるけどたいした影響額はないのではないかと書いていました、65歳以上の年金の方々ですからね。そういうことを考えた場合にこれを導入することによって、例えば仮徴収の間

題とかいろんなところでソフトがかわったりシステムがかわったりするわけですね。これに莫大なお金かけていくわけですね。そういうことを考えたら、本当にこの導入の仕方がいいのかっていうことを私は声上げていかんといけんのじゃないかなと思うんですね。その辺で町長には、ぜひこのように声を上げるべきではないかということについてどう考えるのかという点ですね、お聞きしておきたいというのが1点目。

2点目は、65歳以上になったら問題になってくるのは介護保険とか後期高齢者でもあったように、年間18万以下の方をどうするかという問題。これが出ていましたね、18万以下の方は普通徴収にするということになってくるわけですね。この判断をどうするかということも含めてお聞きしたいんですが、担当課でわかりませんか、やはり65歳以上、21年から年金が天引きになる65歳以上何名いらっしゃるのかという点と、18万以下ですね、引けないと、それからまだありますよね、おそらく2分の1条項とか使ってくるんだと思うんですけども、とてもじゃないが少ない年金から介護保険、国保、町県民税引かれたら残らんという方もいらっしゃいますよね。その辺についてどのように対応するのかということをお聞きしたいと思いますが、その点についてどのように扱うのかということをお聞きしたいと思います。

議長（森岡 幹雄君） 税務課長、米澤君。

税務課長（米澤 陸雄君） 税務課長でございます。2点目についてお答えいたします。真壁議員の御質問は、65歳以上で年金から特別徴収される方が何人いらっしゃるか。それから、いわゆる特別徴収の対象外となります年間所得18万円未満、何人いらっしゃるかということでございます。それから、この方たちの扱いをどうするのかということでございますけれども、ちょっと人数の方は先ほど来申し上げておりますように全くつかんでおりません、私は。それから、これから先じゃあ扱いをどうするのかということでございますが、地方税法に決定している以上は町の方はそれに基づいてやらざるを得ません。ですから、法律にのっとってやるということでございます。以上です。

議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

町長（坂本 昭文君） 町長。年金天引きについてどうかということでございますけれども、私も以前申し上げましたように、やはり年金生活者にとっては命の綱であるわけでございますから、これやはりいただくものはいただいて、その中から自分の考え方で支払いをすべきものは支払いをすべきというようなのが基本原則ではないかというように思っております。ただ、近年急速な高齢化の進展、そして団塊の世代の退職など、また一方で年金制度の充実といったことによって、非常に社会保障制度が急速に膨張しております。一方で認知症の高齢者は170万人とも

いわれておりました、更に250万人程度にもなるのではないかとということでありまして、やはりこの新しい社会の仕組み、構造に、変化に対応した制度の仕組みもかえていく必要があるのではないかとこのように思っております。すなわち年金、医療、介護、あるいは福祉、そういったものが効率的に本当に必要なところに必要なサービスとして提供されるためには、重複などは避けて合理的になされる必要があるというように思うわけでありまして、そういうようなことから今後の社会の変化に合わせたやり方ではないかなというように客観的には考えております。よく国民の皆さんに説明をして、後期高齢者の天引きなども説明不足ということが中心でありまして、ふたをあけてみたら国保税よりも安くなっておったというようなことがたくさんあるわけでありまして、ちゃんと説明していけば御理解をいただけるものだというように思うわけでありまして、こういうことについては国が法律で決めることですから、国家の責任できちんとそういう背景など説明して御理解をいただきながら進めていくべきだというように思っております。

議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） これは課長の数字がわからないとおっしゃったんですけども、65歳以上の方って南部町に多いわけですよ。この年金天引きって多くの方が影響受けるわけです。これは専決でなされるということなんですけども、住民にとったら非常に身近な大きな問題なんです、町長。先ほどの町長の質疑に対する答弁を聞いていましたら、確かに年金天引きはいけないことだけれども国が決めるし、高齢化の進展で制度の仕組みをかえていかんといけんっていうけど、これ関係ないですよ。今まで高齢者もみんな払うもん払ってきたんですからね。それを今、年金天引きにする必要があるんかっていう問題だと思うんですよ。それ少なくとも今、町長が暫定税率の問題も仕方がないというふうにおっしゃってますけども、そういう声を地方から、地方の状況をよく知っている首長が上げていかなければ国がかわらんとおもうんですか。私は町民の生活どう実感してるかってのを聞きたいんですよ。後期高齢者の問題も先ほど言うように説明不足が原因ではありませんよね。お年寄りの医療や命を切り捨ててるわけでしょ。そういうことを考えたら私は安易に、確かに国の決めたものだからって言いますが、この地方税法の改定は町民生活にどのような影響を及ぼしていくのか。少ない年金暮らしの方が年金からお金取られるときにどのような反発の声上げてるのかっていうこと、あなたが国に対して言うべきではないかというように思うんです。それに対して私は町長の姿勢を再度聞いておきたいと思うんです。

それから、意見として聞いておきたいのは、課長の説明では証券税制が是正になったと、今まで株式譲渡とか証券税制が優遇されておりましたよね、それを直しますよと、従来の公約どおりに

かわったんですけども、2年間はやっぱり措置しておく。結局、地方税法をかえていくときはいつも住民の犠牲を強いる一方で、株式取得とか株式譲渡の問題については優遇策をしていくというのが地方税法のあり方ではなかったでしょうか。そういうこと考えたら私は国が決めてきたことだから仕方がないということではなくって、やはり声を上げていくべきだと。少なくとも高齢者の暮らしを守るためには、年金天引きはやめろという声を上げていくべきではないかと思うんですが、町長いかがでしょうか。

議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

町長（坂本 昭文君） まず、年金天引きでございますけれども、この年金天引きについてはそういう問題点について指摘をして、国会の先生方を通じてお話をいたしております。すなわち、年金で生活している人の実態というものは私もある程度承知しておりますので、そういうことを伝えているわけです。特に、今回のこの地方税法の改正についてはこの間4月の30日のことですから、まだそういうあれはないわけですが、高齢者の関係については7割、5割、2割の軽減措置というものに加えて、10割の軽減措置というものを入れるべきだということを主張をいたしております。それからもう1点は、そもそもこの地方税法ですから国会で一方向的に決めて、それでやれというスタイルになっているわけですが、本来そういうことが正しいのかどうか。地方、県も含めて政令都市も含めて地方でしんしゃくする余地があるのかなのか、全くないわけでありまして、国会で決めて、それをそのままやれというのがこの地方税法のやり方でありまして、この地方分権の時代に合わないのではないのでしょうかということも言っております。

そういうことですが、今回このような形で法律改正がなされましたので、具体的にはこれを施行しませんと困りますので、町長としては専決して対応したいということでございます。

御理解いただきたいと思います。

議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

議員（1番 植田 均君） 同じ今の年金天引きの問題なんですけれども、私は町長が、税務課長が実態をつかめないというような、つかんでいないというような数については、状況だということで大変、国が法律で決めてきてそれに対応する地方の事務職員の方々は本当に大変だとは思いますが、そこで町長としてそのどういう事態が起こっているのか、起ころうとしているのかという問題を、町の実態をつかむように職員に指示をします。それで、その内容をよく検討する、そのことをもって国にしっかり意見を言っていくという姿勢が大事なんだろうと思うんです。そういう意味で課長の答弁は答弁として聞きますけれども今の現状として、町長としては

今後、本当に大きな混乱が起こると思います。何でもかんでも年金天引きですから今、介護保険、国保、町県民税などなどですね、本当にお年寄りの方々は本当に後期高齢者の医療制度で我々はどうでもいいのかと、そういう心情になっておられますよ本当に。そういう状況の声と実情をしっかりつかんで、国にもっときちんとリアルな現状を言っていくべきだと思うわけですが、その点どのようにお考えでしょうか。

議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

町長（坂本 昭文君） 町長。年金生活者の実態については、できるだけ詳細に調査をすべきだということに思っております。改めてそういうことを指示したいと思いますが、3月議会でも大体年金生活者の平均的なところほどの程度なのかということで、これは真壁議員の御質問にも答弁をいたしておりますが、そういう暮らしの実態について関心を寄せていくことは町長としては当然のことでございますから、今後についてもそういう努力はしていきたいというように思います。

それから、この年金天引きについては、今となってはですけれども県内出身の国会議員の先生方には、この実態としては大変なことになるのではないのでしょうかということは事前に伝えておりました。現に、山口の方での選挙の結果などから見てですね、やっぱり言っておいたことは本当だったなという気持ちは持っております。

それから、誤解がないようにしなければならぬと思いますけれども医療の方が、例えば後期高齢者の場合ですけれども、さっき真壁議員の方でありましたけれども医療の切り捨てというようなことがありましたけれども、医療の方はその切り捨てだとかですね、若い人と差をつけるとかというようなことではない、きょうは傍聴の方もたくさん来ておられますので、特に誤解がないように言っておかなければいけません、医療の方の切り捨てというようなことではありません。そこは誤解がないようお願いしたいと思います。

それから保険料、要は保険料ですね。保険料が高くなる、あるいは従来被扶養者の方から保険料直接負担していなかった方からいただくというようなことで負担感があるわけですが、そういうことについても軽減措置がなされておりますし、それと年金天引きですね、年金天引きというようなことで騒ぎが大きくなっておりますけれども、やっぱり国民の皆さんによく説得し、納得していただけるような説明が国としてもしていただかなければいけないし、私どももそういう努力は今後もしなければいけないというように思っております。

議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

議員（1番 植田 均君） 町長が言われたので反論しておかなければいけないので言わせて

いただきますけども、この後期高齢者の医療制度、私も町長と何回も議論するんですけども、この制度の導入の目的が医療費の抑制にあるわけです。ですから、何と言われようとそういう目的を持ってこの制度を導入した背景から考えれば医療の抑制につながる、それは誰が見ても明らかなことだと思います。それで、医療費は人口の高齢化によって増えていくんですよ。これは誰が見てもそう。その必要な医療をどうやっていくのかというのが大問題であって、最初に医療費が増えるから大変でこれを何とかせないけんという議論は本末転倒した議論であるということを言っ、町長のそういう認識を改めていただきたいということを再度言っ、質問を、町長の認識を問いたいと思います。

議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

町長（坂本 昭文君） 私は、きょうは後期高齢者の問題をやっているわけではないわけですが、きょうは傍聴の方がたくさんおられますのであえて言わせていただきましたが、74歳で手術して2日後に75歳になったら医療の質が変わるのかということですが、そういうことはありません。したがって、医療の質を落とすとかいうことではないということをおし上げています。これは誤解がないようにぜひ御理解いただきたい。そういうこと言っいただきますと、なかなかスタートした制度もうまく定着しないということがありますので、よろしくお願いいいたします。

それから、年金天引きについては、基本はやっぱりいただくものはいただいて、そこから計算して家計簿をつけてきちんと払っていくのが筋だと思いますけれども、先ほども申し上げますようなさまざまな社会情勢の変化、高齢者が非常にふえていく、年金受給者がふえていく、そして一方ではまた認知症といったような問題もあるわけでありまして、そういう社会の構造変化に合わせた対応を政府の方としてとっているのだろうというように思います。したがって、よく国民の皆さんに理解を得て、この制度を進めていくべきだというように思っております。

議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑は……。

〔質疑なし〕

議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） 原案に反対です。これは専決処分だということなんですけども、今回の地方税法をかえるということは、非常に町民においても深刻な影響が起こってくるという

ことは先ほどの年金天引きが県民、町県民ですね、なされてくるということからも明らかだというふうに思います。私は反対の大きな理由の1つにですね、先ほど町長の姿勢ですね、確かに町民の暮らしをまず把握することを優先されなければならない。そこからどういう問題が生じてくるかで町政を見ていかなければならないと思うし、県政国政に対してもの言っていかなとイケんと思うんですね。そういうような中で出た意見が、先ほどの後期高齢者が高齢者の医療を切り捨てるものではない、こういうふうに言うんですけども、私は中医協とか中央に行かれた町長としては今の医療状況ですね、社会保障のあり方を見られていない意見ではないかというふうに思うんですね。御存じのようにこの間5年間で2,200億円ずつ社会保障費が削られてきてるわけですね。その大きな目玉の1つが後期高齢者、これを出してきて医療費の削減を狙っているというのは明白なんですよ。だからこそ、町長がこの小さな町でいくら言おうと全国的な後期高齢者に猛反発が起きているのは、負担増とともに75歳以上のお年寄りを見捨てるのかという声が起こってるわけですよ。あなたがどう言おうと国民は敏感に感じてるし、中身はそういうもんだということなんですよ。それをそういうふうに言い含めて仕方がないなどと言っている町長では、私は町民は救われんと思うんですよ。私は、仮に町長がそういう意見をお持ちになっていたとしても、後期高齢者や今回の年金天引き等で住民がどのような深刻な影響を受けるかということ、やはり議会の中でもその意見を表明して町民に伝えてその声を上げていくという姿勢がなければ、暮らしは守れていけないということを指摘したいと思います。それから、国の制度により仕方がないというこの地方税法であるならば、この地方税法そのものを市町村の分権というのであれば、市町村独自で判断すべきだと言う声を上げていくべきだという点を指摘して反対をいたします。

議長（森岡 幹雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、細田君。

議員（6番 細田 元教君） 今回52号、年金から町県民税を天引きするという条例でございまして、今、真壁議員が言われたの、一々最もでございまして、確かに介護保険から始まって後期高齢者保険、国民保険、また今度は町県民税まで年金から引かれるかと。年金から引かれて生活が十分にある人はいいです、お金のある方はいいですけども、今問題なのはそれで引かれなくて普通徴収になる方、そういう人もいろいろございます。そういうのを今後町長は、いろいろな本県に3人の国会議員の先生がおられる中を通じて言っていると。またそのように私も町長にはそのような実態を踏まえて、どんどん国に言っていきたい。やっぱり低所得者や弱者が生活ができないような制度施策というのはどうかと私は思います。けども、これは私たちがこれを、

この52号、もし反対してもこれはどうしようもないと。反対したいのはやまやまですけども、これは今課長が答弁したように粛々とやると。あとはこの結果を堂々と国に訴えていただき、よりよい制度になるような提案提言いただきまして、ぜひとも地方の低所得者、特に何分鳥取県、また私たち南部町にも年金の200万以下の方というのは7割ぐらいおられると聞いております。そういう実態を踏まえてこれが本当にいいのかどうか、ちょっといろんな実態を踏まえ、ぜひとも国の方に意見を言っていただくということを前提にして、私はこれは賛成いたします。

議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

議員（1番 植田 均君） まず、この特別徴収という考え方ですけども、特別なんですよ。原則は申告納税ですよ。税は自主的に払うんです、国民が、義務ですからね。それを課税する側が取ると、人の所得に手を入れて取るというのはあり得ない話なんですよ。それは源泉徴収の場合は本人が認めてその源泉徴収をさせてあげているということなんだけど。今回の特別徴収は、納税者に対して承認を得ずに取るわけです。税手続きが面倒だというようなことを厚生労働大臣は言ったようですけども、口座引き落としというのはできるわけですね。ですから、いくらでもそういう方法で簡便な納税の仕方はあるわけです。それは本人の自主的な考えによってすればいいことであります。そういうところから考えますと、本当に今回のやり方というのは断じて承服できないものであります。そして、もう一方、株証券取引の関係などではまだ特例を残存させていると。国民一般に対しては、本当にどんどん徴収強化していきながら、そのような株取引関係では優遇を残すと。このような状況を認めるわけにはいきません。そのような理由を言いまして反対いたします。

議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第51号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第52号、専決処分の承認を求めることについてに対して質疑はございませんか。

6番、細田君。

議員（6番 細田 元教君） 1点お願いいたします。これは戸籍法の改正による条例番号等がずれたためとは聞きました。中身は第三者ができることがなかなか……もうみやすに取れんやんなったというような話ですが、当南部町ではこのような事態というか不測の事態というかその

ような本人確認、まあちょっとおかしいなというようなのが過去にもあったでしょうか。

議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。ございません。以上でございます。

議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これから質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第52号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第53号、専決処分の承認を求めることについて質疑はございませんか。

6番、細田君。

議員（6番 細田 元教君） 1点お願いいたします。この補正は特別交付税が入ってる件です大きなのは、1億4,774万。この特別交付税、これ普通交付税ならわかるんですが特別交付税の特別って中身はわかれば教えていただきたい。

議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。特別交付税3億1,777万円の中身ということでございますが、12月分までにいただきましたのが1億552万9,000円です。これは一般的に特別な事情だとかそういうものを加味しない、行政の方で頭から予測ができるものでございます。これに対しまして3月18日に交付決定いただきました額の中には、各町の特殊事情というのがあります。南部町は思った以上に入ってきたというぐいあいにも申しました。当初予算が1億7,000万円だったものが、3億1,700万円。これまでは平成17年までは合併算定、合併が特殊事情でございましたけれども、それがなくなったということで私どもも相当な覚悟をしておりましてけれども、激減緩和という措置を県の方がとったという説明を受けて

おります。これが一番大きいんじゃないかというぐあいに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） この19年度の補正予算が恐らく最終の予算の補正になるんでしょうか。専決ですよ、19年度。まだあるわけですか。19年度ですが、3月の31日です。お聞きしますが、今回1億4,700万入ってきて、この予算では減債基金を繰り入れる予定が8,400万繰り入れなくてよくなったと、恐らく、いわゆる基金を取り崩さなくてもこの19年度の予算が成立しているわけですよ。赤字にならなくて済んだというふうに議長が言っていましたよね。それだけではなくて6,600万財政調整基金で積み立てることができたということなんですね。その大きな理由は先ほど議員が聞かれた3億1,000万だと思うんですけども、この激変緩和を県がとったということなんですけども、これが主な理由ですか。減債基金繰り入れを基金を繰り入れなくて済んだ理由はほかにありますか。町がどのように取り組んでこうなったのかという点を説明できるものがあればしていただきたいということと、もう一つは、次の平成20年度の補正予算にも関連してくるんですけども、この時点であらかじめ繰越金ですね、19年度の決算見限り、この補正見限りわからへんのですよね、繰越金をいくら出ると見ているわけですか。次の予算で上げてますが、それとの関連ありますから聞くんですけども、大体出ますよね。もうここまで出とったら、繰越金はいくらと見えていますか。

議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。交付税の思ったより多かったという表現をしました。その中には特別交付税の中で予期しなかったんですけども配分として、南部町の配分として激減、合併による措置から急激になくなるということをしないような措置があったということがまず1点でございます。これは特別交付税部分です。

それから、普通交付税部分はこれまでも説明してきていると思いますけれども、頑張る地方応援プログラムというものの設置でございます。その前の年まではややこしく毎年毎年かわるものでして、混乱しますけどインセンティブ算定というものをやっておりました。当初予算の説明時点で本年度の、19年のインセンティブ算定を1,600万というぐあいに見ておりました。また、固定資産税過誤納につきまして大変御迷惑をかけしましたけども、それによります税収が減ったということで約4,000万。こういうことで普通交付税を約5,600万ほど多く見込めるだろうという想定で19年度の予算がスタートしたものでございます。頑張る地方応援プログ

ラムという交付税制度が新しく始まりまして、この額を基準財政需要額としてみますと一番大きなものは行革の実績を示す指標、歳出削減率というものではないかというぐあいに私どもの方は判断しております。この需要額増が約8,000万でございます。7,942万6,000円というぐあいに算出しております。原因が3点ございます。平成18年度財政力指数0.28なんですけど、これが全国平均0.535より低い。財政力が低いという決して喜ばしいものではありませんけども、財政力が弱いんだという点。それから、平成17年度の税収が16年度より多い、多かったというものでございます。これが424万3,000円多かったという数字が出ております。これによりまして算定額がふえております。それから、第1次産業農業ですね、第1次産業の就業比率が0.161で、全国0.048より多いということから、ここの行革実績を示す指標の中の地域振興関係経費というものが約8,000万、7,900万ほどふえておると、これが一番多いと思います。そのほかにも出生率であるとかですね、それからよく出ております人口が他市町村が急激に落ちるのに比べて南部町がふえてはおりませんけれども、何とか横ばいを保っているという点も非常に大きく影響しておるというぐあいに判断しております。

それから、繰越額の御質問でございます。5月の末を1つの区切りとしておりますけれども、現在のところ昨年が1億ちょっとだというぐあいに思っております。1億になるかならないかというぐあいのところを今推測値としております。ですから、現在繰越額は約1億ぐらいは可能ではないかというところでございますが、まだ確定しておりませんので、その辺御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） ということは、今回は毎年三位一体の改革でお金がなくて大変だったというんだけど、この決算を迎えるに当たって特交が入ってきたと。基金も取り崩さなくて済んだし、それ以上に基金に積み立てることができた。こういうふうには受け取っていいわけですね。繰り越しが1億ぐらいはあるということは、いわゆるしめてみたら2億以上の残が出てくると、そういうことになりますよね、繰り越しが1億だと。なりますよね。そういうふうに見込んであるということを考えていいわけですね。その確認です。

議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 繰越額はあくまでも推定でございますし、2億ぐらいのお金が今余ってますと大変ありがたいんですけども、毎年毎年これを繰り返して繰越金を使って次年度の事業費の中に算定しております。ですから、既にこの繰越額というのは例年このぐらい発生して、みなさん毎年決算等で御存じだと思いますけれどもこのぐらい発生して、これが補正だとか

に使われるということも組み込まれているというぐあいに私どもも理解しております。したがって、確かに基金を積み立てということはできましたので、一定の成果はあったというぐあいに思いますが、今後交付税制度というものがどうなるのかということ、それから税収がどうなるのかということを考えましたら決してこれでもう大丈夫だというものではないと思っておりますので、2億円全部余ったというぐあいな理解は私どもはしております。以上でございます。

議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第53号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第54号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第1号）に対して質疑はございませんか。

1番、植田君。

議員（1番 植田 均君） 地方自治振興費の地域振興区支援交付金454万1,000円ですけれども、これ2つの振興区の人件費という説明でしたけれども、町はこれまで住民と行政の協働の場として、振興区に町が支援員を配置するという考え方でずっと説明されてきましたけれども、今回地域振興区が人を雇ってどのような仕事されるのかわかりませんが、考え方が今までの説明とかわってきたわけですね。まず、町が振興区に対して支援する職員を派遣、派遣という言い方はあれですか、支援の職員を配置するということの説明から、今回振興区に職員を置くための人件費を補助するという考え方にかわってきたということの経過の説明ですね。どのような経過でその振興区が職員を雇うことになったのか、それぞれ私たちは3月26日まで3月議会が開かれておりまして、その時点ではこのような説明何にも受けてなかったわけですし、4月に入って町の職員の方が退職されたという事情からこのようなことになったのかなあと想像しているわけですが、その具体的な経過を説明していただきたいというのが1点です。

それから、2点目は、この地域振興区が職員を雇用することができるのでしょうかという疑問

なんでけども、振興区というのは町の振興区の評議員会で推薦された会長、副会長が町の特別職の公務員という肩書でおられるわけですが、実際上はこの方々が運営の責任者だと思うわけですが、その雇用の主体、雇用の主体というのがどういうものなのかということですね、雇用の主体。それから、雇用される方に、雇用される方はどのような就業規則といたしますか、雇用するに当たっての契約はどのようになっているかという問題です。その点、まずお願いいたします。

議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

副町長（藤友 裕美君） 経過等についてのお尋ねでございますので、私の方で説明申し上げたいというふうに思います。振興協議会は当初設立する段階から申し上げておりますけども、当面3年程度は町の職員で支援をしていくという考え方でたっておりましては済みません。今回このような実態になったという経過でございますけれども、実は日にちは定かで覚えておりませんが、年がかわったからだったというふうに思いますけれども、本人の方から3月末をもって実は自分は退職をするということが振興区の方に話があったということでございます。それを受けて振興区の方から町の方に実はそういう話を受けたと、今まだこれから振興協議会を立ち上げて組織体制をしてやっていく段階でそういうことになると非常に困るということがあって、振興区の方からぜひ今の支援職員、退職者の方を引き続きお願いできんかという、実は要請を受けたところでございます。その段階で町の方もそういった考えは全くありませんで、当初から3年間は支援をするという考え方だったわけですから、退職ということが起きたことによって振興区が混乱をしてはいけないということで、次の方をというような考え方を基本にしておったわけでございますけれども、特にそういった地元の振興協議会から強い要望を受けたということ踏まえまして、本人にもそういうことは事前に聞いてなかったわけですから、一応本人の方にも退職後はどういう予定があるかという話を聞いてみたところ別がないという話もございました。実はそういうような話を振興協議会の方ではお持ちだが、どうですかということを確認したところ、今そういった考えはなかったもんだから即答は待ってほしいということでしばらく時間をいただきたいということがございました。数日たってから本人の方からそういうような振興協議会で意向があれば、ぜひ勤めると、お世話になりたいというような話を聞いたわけございまして、あと正規な職員を町の方から派遣するという事だなくて、今度は振興協議会の方で新たにそういった意向があれば、振興協議会の方で雇用をしていただくということで振興協議会の方で御決定になったという経過でございます。とはいっても、当初から3年間程度はということも考えあったわけでございますし、振興協議会で即その方の人件費をとということになればそれだ

けの財源の裏がないわけでありますから、町の方からじゃあ一定の基準を支援していこうかということにいたしましたところでございます。そういった経過で今回補正予算ということでお願いをしておるところでございますので、ひとつよろしく御理解を賜りたいというふうに思います。以上でございます。

あくまでもこれは町の派遣だとかそういったことはなくて、地域振興協議会で雇用をしていただくということでございます。先ほど雇用ができるかということでございますけれども、これはこういった振興協議会の団体であってもそういった手続等をされれば雇用は可能だということ、制度的にはできるということのようでございます。以上でございます。

議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。就業規則はということで御質問いただきましたけれども、担当課としては就業規則というのは見ておりませんけれども、協議会の中で御本人さんと詳細については決められることかと思っておりますが、私の方でお伺いしておりますのは月額報酬金額と就業時間というものは伺っております。ただ、休暇ですとかそれ以外の詳細については細かく聞いておりませんので、そこまでは把握しておりますけどこれからまた詰められることではなかろうかというふうに思います。以上です。

議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

議員（1番 植田 均君） 今経過を説明されたのは法勝寺振興区の場合ではないかと思うんですけども、もう一人の例がありますね、その点を追加で説明していただかなければならないということは1点と、全部経過について説明があったのは具体的には法勝寺振興区のことではないかと思っているわけですけども、その話を聞いた上で年がかわって職員の方が退職の申し出というか考えを示されて、その後振興区から要請があったということなんですけども、その振興区的意思決定ですけども私は振興区的意思というのは振興区の評議員会が意思決定機関だと思うんですよね、会長、副会長といえどもこのような重要なことに対して独断することにはならない、なってはならないと思うわけですけども、その振興区的意思決定がどのようにされてきたのかということ聞いておられますでしょうか。

それから、副町長の説明よくわからないんですけども、雇用主体の説明です。手続をとればできるよだというようなあいまいな説明をされましたけども、私は町が今まで職員を支援に配置すると、振興区の支援で配置するという今までの考え方で100%バックアップしてきたわけですね、それがいいかどうかは別として、それを振興区が手続を踏めば、正規の手続を踏めばできるよだというような説明では私は納得できないわけですね。今現在職員も一緒になっておって

振興区の評議員会と一緒に運営に責任を負っておられると思うんですが、そういう中で町が振興区が新しいやり方をするのに、町は手続を踏めばできそうだというような立場で説明しとっていいんでしょうかね。私は責任ある町の態度ではないのではないかと思っているんですけども、その点再度よろしく願いいたします。

それから、具体的に予算で200何十万でしたか数字が上がっているわけで、それを人件費として補助するんだということを説明しておられるわけで、その数字の根拠を示していただかなければ説明にならないのではないかと思うわけですけども、その点いかがでしょうか。よろしく願いします。

議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

副町長（藤友 裕美君） 副町長。先ほどは確かに法勝寺の振興区を中心に申し上げました。もう一つ、賀野の振興区の方にも同じような形態で今進んでおるところでございます。賀野の方の経過でございますが、これは以前から派遣職員は3年間だということで、会長さん自らがこういう形態で町の職員にお世話になっておってもいけないと、いろいろまた町の退職される方も次から次出てくると。自分とすればそういう事務的ななれた方をそういった方にでもまた何とか振興区の方で考えないといけないということは、以前から話を言っておられました。ぜひそういう姿勢で独立をできるような考え方というのを基本にもちながらよろしく願いしますというような話はしておったわけございまして。今、賀野にお世話になった方も勤奨に応じるということがございまして。実はこういう勤奨に応じて退職だということがございましてということでお話をしたら、ぜひ賀野の振興区の方でこれはお世話になりたいという意向があったということで、そのような状態になっておるということございまして。

それから、その会長の権限ということでございまして、申し出にこられたのは会長、副会長さんでこられました。その時点でそういった組織の中の問題でございますから、どこまで組織決定されたかというようなことは私も確認はいたしておりません。その後において最終的に振興協議会の方で雇用をするということについては振興協議会の中で、評議会と代表者会、そういったものを経て、それで正式に雇用決定をするというそういう経過であったというふうに理解をしておるところ、聞いておるところでございます。

それから、雇用形態についてはできるということが表現がどうかということでございましてけれども、これは雇用保険、そういった制度の中で雇用されるわけでありまして、当然そういった制度を活用できて振興協議会の方で手続をされれば、そういう制度に加入ができるということでございまして、それについて町の方でも予算対応を支援をしていくという考えでおるとい

とでございます。

議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。補正予算上程しております454万1,000円の中身ですけれども、これは月額報酬が16万7,000円でございます、これの12カ月分が200万4,000円と、それから先ほど副町長の方も申し上げましたけれども、社会保険の事業主負担部分を1人当たり26万6,310円を見ております。合計いたしますと227万310円がお一人分でございます、これのお二人分454万1,000円を予算計上しておるところでございます。

議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

議員（6番 細田 元教君） 数点お聞きします。この件でございますが、1つお聞きしますが、私もこの件は南部民報ときょうの日本海新聞見てちょっとわかりましたけども、その中にこの賀野振興区と法勝寺振興区に町の職員が雇用されたと。天下りって書いてありました。これは本当にこれは天下りなのかどうなのか、それが第1点と、それともう一つは、今副町長が言われました振興区で雇用する場合、制度的にできると、今後この振興区もいろいろなことがあって今の町の派遣された職員がやめられる可能性もあります。そういうときには町の職員、要はいろいろな事務に精通された方って言われましたけども、そういう方を振興区が推薦されたらこの3年程度町より支援するというこれが項目がまだ生きて、要は振興区が自立するまでは3年程度見ましようというように解釈していいのかどうか。その2点ちょっとお願いいたします。

議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

副町長（藤友 裕美君） 副町長。こういったケースが天下りなのかどうなのかということでございますけれども、町の方の考えといたしましてはそういった天下りというような考えはしておりません。これは結果的にそういった振興協議会が独自で雇用されるということでございまして、決して町の方からどうこうということでもございませぬし、それぞれ任意の団体でそういう決定をされたということでございますから、天下りではないかというようなことは考えておりませぬ。

今後どうなるかということでございますけれども、当初から言っておりますように職員も当面3年間ということは当初から言っておるわけございまして、振興区そのものについては3年を区切りで、またいろんな問題等もほかの分野でもあるというふうなことも想定できるわけでございますし、なかなか今ある制度が完全なものでもないというふうな思いもあるわけございまして、3年たてば見直しをするというようなことも当初から言っておるわけでございます。そうい

ったものの中で総合的に今後については、また検討する必要があるのかなという今思いであるところでございます。以上です。

議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

議員（6番 細田 元教君） 今はっきり副町長の方から、これは天下りではない、はっきり言われました。それならそれに対してきょうの朝刊には、日本海新聞にはそれ堂々とそれ載ってましたしね、南部民報にも載ってました。それならそれについて対応はされてますか。それが第1点とそれともう一つ、結果として町の職員がそこに行ったから天下りでないかと誤解されたといういい方向に解釈いたしますけども、ならば町の職員に劣らず優れているいっぱいその地域におられる方もおります。その事務に精通した方ね。そういう方でも振興区がこの人をぜひ今町から派遣された方がやめられた場合雇用したいと、ならば町としては3年程度その振興区が自立するために支援、人的支援をするということが生きてますので、そういう方にも当然これはこの人件費等はそのままされる、今回の補正にあったようなことはされるというように解釈していいでしょうか。以上です。

議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

副町長（藤友 裕美君） 報道、きょうの新聞報道等でございますけれども、実は新聞社の記者の方にも私もまだ確認はしておりませんが、私のところにそういう取材に来られたわけではございません。ですから私どもは、それぞれの情報を得られてそういう判断をされて表現されたのかなというふうに思っておりますけれども、新聞を見てそういうことはどこから出ておるのかなということは疑問に思っております。けさのことでございますので、いまどうこうというようなことはまだいたしておりませんし、です。（発言する者あり）ですから、それはそれぞれの判断をされて表現しておられるというふうな思いはしておりますけれども、私のところに取材にあったことではないということをおきます。

それから、先ほども言いましたけども、3年先に町の職員でなくて地元の方でということは当然当初から言っておりますように起きてくると、ぜひそうしていただきたいと思っております。基本的には先ほども言いましたように条例の改正だとか、総合的にそういったことを3年見直しをするというようなことも当初から言っておるわけでございますので、そういった中でそういった問題についても十分検討すべきだと（発言する者あり）というふうに思っております。

議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。手が挙がっていたな。もうやめた。やめたら……。

4番。

議員（14番 真壁 容子君） ちょっと待ってくださいよ。私今まで1回も手挙げたことない

ですよ。

議長（森岡 幹雄君） さっき手が拳がっておったがん。細田議員と一緒に手挙げたけん。ちゃんと（「いいえ」と呼ぶ者あり）ここに書いてある。ないわけね。

4番、赤井君。

議員（4番 赤井 廣昇君） 赤井です。2点ほど質問いたします。まず1点は、この南部町の地域振興区に御承知のように、下阿賀区さんのみが地域振興区から現在離脱をしているというようにお聞きしておったところ、このたび法勝寺地区地域振興区の方から伐株自治区さんが脱退をされたというように聞いたわけですが、その理由というものがちょっと私もわかりませんで、仄聞するところで具体的なことわかりませんので教えていただきたいと思います。

それから、もう一つは、今ほど雇用の問題についてはできるというように御答弁なされたわけですが、その中で著しき不穏当といえますか妥当でないというように私感じますのは、地域振興区の会長さんには月額9万7,500円の会長さんの人件費が出ておるわけですが、そして、このたびの事務職員さんには月額16万7,000円年間200万4,000円ですか、という人件費の計算となるわけですが、そういうことから見ても決して納得できるような人件費だとは思いません。それと加えて、いずれにしても町職員さんが派遣職員しておったときにはそのプールで人件費は賄ってるわけですから、改めて450万というような支出は必要でないわけですが、引き上げたことによって改めて地域の方からの要請に基づいて採用なされた事務職員さんに対して、2名様を充てることによって450万の不法な支出をすると、不当な支出といえますか無駄な支出をするというように思います。それと加えまして、事業の内容が本当に事務職員さんを雇用しなくてはならないほど煩雑な仕事の事務内容持ってらっしゃるのかということもお聞きしてみたいと思います。といいますのが、私法勝寺地区の地域振興区さんの決算書をちょっと見る機会がございまして、ちょっと見せていただいたところ中身のほとんど事業内容がなくて、事業の中身によっては全くゼロだということで決済をされてるような実態でございます。そういうところを総合的に勘案してみますのに、本当に事務職員さんを雇用しなくてはならないほどの実情があるかというその辺の認識も含めて、町長の御見解をお尋ねしてみたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほど伐株集落の件を御質問いただきました。新聞にも出ましたとおり、私の方にも区長さんが来られまして脱退するからということはお聞きしました。今現在協議会の方でこれからどう対応するかということをお相談されてるよう

でございますので、町の方がどうこうということはしておりませんが、協議会の方で対策なり今後の検討をされて対処されたいというふうに思っています。最初に私どもが聞きましたのは、支援職員が行政文書を伐株の方に持って行きましたところ新しい区長さん、今年かわられた区長さんだったものですから、自分としては引き継ぎもまだ何にもしておらないし、自分としては振興協議会に入ったという認識はしておらんと、自分としては入らん、入る気はないけんというような、これは個人的なというか区長さん個人の考え方で支援職員に言われたと思います。そのときに若干そういうお考えなのかなというのは初めて知りましたけれども、経過として18日の評議会の中でこの職員さん雇用の件で評議会を中座されたと、退席されたということ等もあまして区会の報告も町の方に来られましたし、協議会の方にもされましたので、現時点ではそういう経過から区としては脱退されているという状況でございます。

議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

副町長（藤友 裕美君） 支出についての矛盾があるということでございます。会長さんは報酬を払って振興協議会の支援職員にはその額が多いということで、そういうことはどうかということでございますが、その額の決定に当たってもこれは振興協議会の方でそういった額を決定をされて、そのようになっておるといふふうに理解をいたしております。

それから、不当な支出だということでございますけれども、そういった雇用形態がなければ町の職員を新たにというようなことになるわけでございますけれども、そういった退職というような事案によってかなりの人件費というものがそこで削減になるというようなことがございます。そのままそういった支出を伴わずにやればかなりの削減ということになるわけでございますけれども、片方でそういった削減効果はある、片方ではそういった必要性もあるということで、その400万ばかりの支出を今回お願いをしたということでございます。

それから、事業内容がそんなに煩雑だかというようなことは、赤井議員さんも地元振興区がでございますからそういったところにも顔出していただいて、実態等をよく調査していただければなというふうに思いますけれども、かなりの事務量をこなして本当に精一杯一杯今職員は事務処理をしておるわけでございます。ですから、今まだ立ち上げてこれから活動計画をつくっていくという段階でありますから、もろもろな事務量というものは膨大に及んでおるといふような判断をいたしておりますし、それぞれ振興協議会で確かに違いがあるというふうには思っておりますけれども、そういう職員がおって仕事がない状態だというようなことは私どもは全く理解をしておりません。ですから、かなりの事務量は処理をしておいて、今の状況の中ではやっぱり必要な人員だといふような理解をいたしておるところでございます。以上です。

議長（森岡 幹雄君） 地域振興統括専門員、仲田君。

地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 振興区の事務の内容ということでございますが、住民の皆さんが主体となった地域自治の支援ということで、各7つの振興区でそれぞれ支援をしております。東西町地区の振興区は6なんですけど、そのほかの振興区は4部の構成でなっております。会議等は住民の皆さんが主体ということで土日夜というような会議内容になってますけれども、その資料作成については4部の合同会議等々、日中そういった資料の作成をいたすというような日々が続いております。したがって、集落づくり計画、今年度各集落の方に出かけさせていただきまして御説明をさせていただいたわけですが、そういった集落づくり計画の初年度の取り組みのそういった資料作成等々、非常に日々多忙を帰しているところが現状でございます。以上でございます。

議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

議員（4番 赤井 廣昇君） 赤井です。今、副町長並びに担当の専門員さんの方から御答弁いただいたところでございますが、いずれにしても実態が地域振興区が本来ははっこうになって活動していけるのが本当のものだろうと思います。ところが実態として、今この状況の中で地域振興区から脱退をされるという実態について、大変に私遺憾に思いますと同時に町民さんの十分な合意形成ができてないからこういうことになったんじゃないかということで、懸念もするわけでございます。その点について、町長の見解をお尋ねしてみたいと思います。

それから、先ほど人件費のことについての御説明いただいたわけですが、それ相当の事務量があるというように御説明に聞いたところでございますが、私が調べました資料によりますと、この事務職員さんには時間数が週40時間を大体計算したということがこの16万7,000円の根拠のように聞いたんですが、会長さんについては大体週30時間でしたですか、そのようにお聞きしてますから、そういうことから見ても果たしてこれが本当に妥当な人件費と言えるだろうか、あまりにも両者の差があるんじゃないかということからみても、ただ単に計算の根拠といえますか、人件費を設定された根拠というものが不明確でとても私には理解できないわけでございます。その点も合わせて御説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

町長（坂本 昭文君） 町長。まず、会長についてはこれは報酬でございます、報酬。それから事務局長についてはこれは賃金であります。いわゆるお金は一緒なんですけれども性質が違うということでございますので、これは御理解をいただかなければなりません。

それから、十分な合意形成ができていないから脱退というようなこともあるのではないかと。

そのことについて見解を求めるといふことをごさいますけれども、聞いてみましたところ法勝寺では伐株のみ準備会で説明会上がっておらんかったといふことだったそうごさいます。伐株の代表で出てきておられた方がその辞退をされたと、自分ところは12軒ほどですか、12軒ほどなので十分話をして理解をいただいているといふようなことで、特に上がっていただかんでもいいといふようなことがあったようで、法勝寺地区では伐株には上がっていなかったといふことごさいます、詰めが甘かったなといふことを会長さんもおっしゃっておられました。そういふことで確かに十分な合意形成といふことはできておらんかったといふことで、残念な結果ではありますけれども、伐株のまたある人に聞いてみますと1年間待ってごせといふことも言っておられまして、また来年の4月には復帰するけんといふことごさいました。今後も賛成の方ばかりが区長さんになられるといふことではないと思ひます。反対なさっておられる方が区長さんに就任されるといふようなこともあろうと思ひます。そういう中でそれぞれの集落でまた反対される区長さんは、この地域振興協議会に自分は反対だがどう思うだろうといふようなことお諮りになると思ひます。そういう中で初めて私は議論が深まっていくのではないかなといふように思ひておひまして、これは絶対に否定も肯定もするものではないといふように思ひておひます。

議長（森岡 幹雄君） いや、真壁議員はなかつたけん。（発言する者あり）

12番、亀尾君。

議員（12番 亀尾 共三君） 何点かお聞きします。

議員（14番 真壁 容子君） ちょっと待ってください。

議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。12番、亀尾君。質疑をかけてください。

議員（12番 亀尾 共三君） あとで出しないよ。この地域自治振興費についてのことで何点かお聞きします。まず、副町長の先ほどの答弁の中で、賀野の引き続き、賀野でなる職員については勸奨したと、それに応じたといふことだったんですね。それで、それに応じたときに全く後についてのことには、白紙の状態でただ退職しますよといふことだったのかどうなのかといふことの確認が1つ。

それから、もう1点は、法勝寺の職員については年明けに本人から退職のことは会長の方にあったといふことなんですね。行政側に職員として退職の意向を出されたのは一体いつだったのかといふこと。この点が2点目ですね、お聞きします。

それから、この地域振興協議会のこのことがスタートした時点で、町の現職職員を2名を支援員として派遣するといふことだったんですね。それは立ち上げについてなかなか大変なので軌道に乗るまでといふようなことで、おおよそ3年間といふことが答弁があったと思うんですよ。し

かし、法勝寺地区についていいますと、果たして支援員をなくしたことでそれが今度町の現職職員でなくて職員でやるということは協議会の方で決定したんだからということで、このたび財源として上がってるんだけど、基本的な考えで聞くんですが、この支援員を二人を一人に減らしたと、町の方で、これについての全く支障がないのかどうなのかということなんです。法勝寺自治のことにいいますと、私は支援員を出せと言っているわけじゃないですよ、出された意味なんだけど法勝寺に私住んでますので当然協議会の便りが来ます。私個人としては会員になったという意味も表示していないんですが、来ますが、こっただけですよ。ただこっただけしか住民には来ません。この仕事先ほど非常に煩雑だろうということを専門員から言われたんですが、本当に内容はこれだけしか仕事しとらへんだないかというのが町民の認識ですよ。これが実態ですよ。もっと謙虚にそういうことを受け止めて、一体どういう仕事内容なのか教えてください。どれだけの仕事をしているのかここで明らかに裏づけしてくださいよ。そのことをお聞きします。

それから、先ほど天下りについて云々ということがあったんですが、これ一つですけど公費、いわゆる公金、税金でその人の給与、手当か給与か報酬か別として、出す場合にはこれは公募するこれが地方自治体の公平公正な扱いじゃないですか。それもやらないで決まってしまうということ、もちろん提案があったかもしれませんが会長からは。しかし、それで決まってしまうまさに天下りではありませんか。だって賀野でもそうでしょ、勸奨に応じた。だって勸奨に応じるということは定年までいかにないのに中途退職をしてくださいよということなんです。そういう状況が起こっているのに引き続きそこに入るということは、つまり住民から見たら天下りということ問われるのは当然じゃありませんか。このことについて聞くんですが、公平公正な立場を一体どういうぐあいに見ておられるのか、この点についてもお聞きします。

それから、会長の方から、法勝寺について会長の方から行政側に、この退職職員を引き続き今度は支援員ではなくて法勝寺のところを使うということが話があったのは、一体いつあったんでしょうか。このことについて、まずお聞きしますのでよろしく頼みます。

議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

副町長（藤友 裕美君） 賀野振興区で、その時点で白紙であったのかどうかということでございます。これは賀野振興区につきましては、先ほど申し上げておりましたように以前からそういった考え方で会長さんがおられたわけございまして、その退職勸奨に応じるという時点で実はこうこうで退職勸奨に応じられるという話をその時点ですて、ぜひ振興区で何とかお願いしたいということをおられたという状況でございます。

それから、退職の申し出の時期ということでございますが、これ今私もいつだったかというこ

とまで定かには覚えておりません。総務課長の方で、またのちほど調べて報告したいと思います。

それから、支援職員を一人にかえた状況でどうだかということですが、町の正式な職員ということは一人になったわけですが、一応従来そういったことにかかわっておられた方、またそれぞれその地元でそういった振興協議会の活動状況などを把握しておられる方、そういったことを別枠で一人ずつ確保されたということですが、町におります二人の支援職員のそういった統括というようなことがなかなか振興協議会の方ではできないわけですが、先ほど答弁しました新たに統括支援専門員ということでその管轄課の中で残った二人の職員については統括をしていくと、管理をしていくということで考えておるところでございます。（発言する者あり）

公正公平な立場ということですが、これについては本来であれば振興区でそういったことをやられるというのもいいというのいいというふうに思いますけれども、その退職ということが急に発生したということで、そういったことで新たに公募されるより振興区の当初の町全体での立ち上げのときから、また現在振興区に直接かかわっておられる職員、そういったあった職員をそのまま引き継いでやった方が、今の組織の立ち上げ状況の中ではいいという判断をされたというふうに思っておるところでございます。一般的に言えば、今後においては十分そういった計画性を持って、そういった公募で募集をされるということも当然発生してくる可能性はあるのかなというふうな思いをいたしております。

それから、いつ要望があったかということですが、先ほども冒頭に申し上げましたように日にちは定かで覚えておりませんが、年がかわって1月ではなかったかなというふうな記憶をいたしておるところでございます。（「仕事の内容」と呼ぶ者あり）

議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほど赤井議員さんの御質問にもありましたけれども、亀尾議員さんもたったこれだけだというようなおっしゃられ方をいたしましたけれども、それぞれの振興区本当に今計画をしっかりと、本当に9カ月間ですか、経過して新しい年度を迎えて今新しい年度の計画づくりをされて、これから活動に入っていくところです。私実際、大國の振興協議会の集落づくり計画の発表会というのがありまして、これに出かけさせてもらいました。5集落の代表の方がそれぞれの集落のこれからの姿というものを描かれまして、何回もたび重ねた話し合いの中で本当に10数軒という集落の方もしっかりと話し合いをされて、これからの将来ビジョンというものを考えられてこれから活動していくんだというような発表がなされました。本当に心強く思いました。それぞれの振興協議会もそういった形で、これから集落

づくり計画を地域に出て説明もしながら皆さんと一緒につくっていくということでございまして、確かに法勝寺振興協議会は若干集落数も多うございまして、組織づくり等で集落に回ったり計画づくりの説明会がまだであったり若干遅れておるところがございすけれども、これから皆さん方と本当にひざを交えて話し合いがなされていくので、そういった情報も逐次流れていくんではなかろうかと思っております。今まで支援職員としておりました職員も、管理職クラスの職員と一般職員でございました。今一般職員が一人になりましたけれども、このたび雇用された職員もそういった形で、管理職レベルの知識と経験を生かしたこれからの支援なり協議会での活動というのをしていかれると思っておりますので、いま少しそういった成果というのが見守っていただきたいなというふうに思います。

活動状況の話をさせていただきました。以上です。

議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

議員（12番 亀尾 共三君） 今答弁いただきましたけども、一つはきょう恐らくこれが、議案が可決か否決かどっちかわかりませんが、既にこの法勝寺に新たに仕事される、これ肩書きは事務局長と言われたですか、私もわかりませんが。既にもう出ておられますね。それについてはやっぱりこれは報酬をやられるということになれば、出されるということになれば、これは予算が通らんうちからやるなんていうことはとんでもないことではありませんか。まず、その点が一つどう考えているのか。

それから、一つはですね、最初も副町長から答弁があったときにですね、ほかの方から。年明けに本人から会長の方へこういうことを辞めるということがあったということ。それで、一体会長からはどこがあったいたら1月中だったというぐあいに副町長言われたんですよ。これね、逆転してるんじゃないですか。だってね、町の正式な職員がそこにいてるところにきちんと、もとの雇用者いわゆる町の行政の方へいついつもって自分は退職したいということを言って、それに基づいて振興区の方でそれについてそういうニュースが入って要望を出す、これも私はいいいとは思いませんけども、何でこういう状況が起こるか。以前あったように支援員であれば町の行政のもとに仕事をしなきゃいけない。これなのに以前私どもが各7つの振興区を回ろうと思ったんですけども、1カ所は会わないということでだめだったんですけども、ほとんどの会長さんが日々支援員についての仕事、職務については会長の指示によって動くということ。このようなくあいに認識されているんですよ。任意団体に町の正職員が行って、それが出先の会長の指示で仕事するなんて本末転倒じゃありませんか。今まで行政側の説明ではこの地域振興会軌道に乗るために支援するんだということ。いうことだったでしょ。ということであれば、何で出先のことに

それに基づいてやるということ。これ自体以前から言い続けたんですけど非常に間違いがあった。こういう間違いが起こるとということは再度なぜそういうことに体制になってるのかということをも、まずその点もお聞きします。

それから、公平公正なのはそれは地域振興協議会でやられればいいこと。確かに任意団体でどうされようと勝手なんですけども、しかしお金は、その人に対する報酬というんですか、手当は公金が出るんですよ。であれば当然町が指導すべきではありませんか。採用についてはもし必要なら、私は必要かどうかわかりませんが必要であるならば当然それは行政側として指導すべき、このことではないでしょうか。その点について聞きますので、よろしくお願いします。

議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

副町長（藤友 裕美君） 1点目は、予算が通ってないということでございます。その前段では町の職員の派遣について取り扱いが逆じゃないかということでございますが、その当時は退職勧奨に応じるということございまして、町の方は3年間という約束が当初あるわけですからだれなとまた新たな職員を派遣をすると、そういったことも考えないけないなというような思いでずっとおったわけでございます。そういった状況の中で年がかわったんで、担当者の方が振興区の方にそういうことを申し出たということから、そのような状況に発展してきたということでございます。ですから、町は最初からそういう状況にするというような全く考えはございません。一応町の方で職員を、新たな職員をというような思いも持っておりましてそういったことも会長さんに確認をしたところ、新たな職員さんにお世話になるより、今までずっと立ち上げで特にお世話になっておる生田さんに引き続きお世話になった方が一番いいという判断だということから、こういうことになったと、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、予算が通ってないということでございますけれども、3月議会ではそういった状況が予算計上もできない状況でございました。一応そういった3月議会が終わりましたから、既に20年度の予算は議決いただいておりますけれども、そういった政策的な部分についてなかなか議会の招集というようなことができなかつたわけございまして、今回専決予算の議決をお世話になるということに合わせましてそういった事態が発生しておることについて、予算について計上させていただいたということでございますので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。以上です。（発言する者あり）

議長（森岡 幹雄君） 続けてください。

副町長（藤友 裕美君） 先ほどありました会長の指示云々ということでございます。先ほど言いましたように、今度は、従来は会長にそういう権限はないわけでございます。町の支援職員、

町職員であったわけですから、当然町の方でそういった職員の管理ということはやってきておったというふうに思います。今回は今度は振興区でそれぞれ確保されますので、その方はもちろん振興区の会長さんの指示の中になるということで、先ほど言いましたようにほかにまだ職員がおるわけですから、これは従来どおり町の管轄の職員でございますので、その元締めとしまして統括専門員というものの指示配下の中で指示に従うということになるかというふうに思いますので、従来から言っておることに何らかわりはないというふうに思っております。

議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） 経過を聞く中でわからないことがあります。副町長が経過を説明されたときに職員は退職勧奨に応じて辞められたというたんですよね。先ほど法勝寺振興協議会の中にいる職員の話聞くかぎりでは、1月に辞めるといって退職勧奨ですか、受けられたわけですね、本人が。そのときに必要だというのであれば、今あなたがおっしゃってることは職員を嘱託で採用した場合は話聞けるんですよ。副町長が議会で職員の待遇を述べているんですよ。これ職員の待遇どうするかってお述べになられたんですよ。こう言いましたでしょ、法勝寺振興協議会については1月に辞めたいと、辞めるということが会長からあって云々かんぬんありましたが、それであれば何らかの職員置かないといけないって町は考え持っておられるわけですよね。辞めらんと慰留するか嘱託でやれば今までの話の整合性がつくんですよ。問題はその方がどうして振興協議会採用になったというのはいつ決めたのかということなんです。振興協議会で採用するというのは今の話では会長が言ってきたといってるんですよ、そうですね。会長が言ってきた、そうですか。それは事実と違うのではないかと指摘したいのは、私たち1月に7つの振興協議会回ったときに賀野の振興協議会長は怒って会われなかったんですよ。その理由の一つに私たちが出したピラの中に職員の給料書いてあったんですよ。どう言いなつたかという職員給料までいうのおかしいんじゃないかと、この給料についてはどこにおってもお金払うんだと、無駄遣いとはいえないって言ったんですよ。そういう方が、そういう方ですね、職員以外にお金を使って職員採用してくれて言うわけないんですよ。わからないのは、お聞きしますよ、今のままだとだれがどう言おうと天下りなんです。副町長が職員の採用のこと、退職の勧奨を受けたものに準備しているんですからね。それがいくら振興協議会で決めたといっても、町民から見たら退職した町職員です。それも法勝寺振興協議会はいた人ですけども、賀野振興協議会は一職員を引き上げました。そうでしょ、3月28日が人事で引き上げたわけですよ。その根拠は何ですか。今のままでは説明つかないんですよ、説明してください。振興協議会で採用してほし

いと賀野振興協議会長はいつ言ってきたんですか。法勝寺の振興協議会長は自分とここで採用したいといつ言ってきたんですか。条件を官庁並みの200万4,000円にしてくれといつ言ってきたんですか。それをお聞きしたいです。少なくとも公金が出る以上は200万4,000円の根拠がなければなりません。どういうふうに就業させるかということでは就業規則、契約等の中身がなければ予算には上がってこれないでしょ。これは公金として当たり前のことです。だから、先ほど課長がお述べになられたようにそういうものは一切持っていないのではなくって、お出しください今。でなければ、この予算はどうかということ考えることできない。出せますよね、就業規則等、契約書、200万4,000円の根拠ですね。それから、こういうふうに特別な非常勤特別職の公務員が公務員でない職員を採用するんですよ、あり得ないことなんです。まわり回ったらこれは非常勤特別職というのは町長の辞令で出てますからね、その方がその方の権限で採用したものが公務員でないって話、こんなばかげた話ないんですね。でも、そういうことされようとしているんです。法的な根拠を求めるのは当然でしょ。そういうことができるかどうか説明してください。これ3点目ですよ。

それから、仕事の内容では仕事の内容いくら聞いてもわかりません。多々あると言ったんですけども、明白になってきたのは今までどういうふうにお述べになっていたかということ、管理職が一人、職員一人行かなければ仕事できないと言ってきたんです。現場でもそうでした。いろいろ専門的に町のことを網羅できる職員がおるから相談とかできるんだと言ったんです。ところが、それを自ら今回覆したわけでしょ。管理職じゃなくてもできる、職員じゃなくてもできる、こういうふうに来たわけですよ。だとすれば、法勝寺振興協議会と賀野振興協議会とほかの違いなんですか。ほかの地域ではそこに座っている統括専門員がいて仕事をしているんです。その内容と法勝寺の今度200万4,000円でやる仕事どう違うんですか。違いがないということお認めになるのであれば、残念ながら今までの課長級を配置しなければ支援できないという根拠が崩れたと思いませんか。そのことをお認めになっているんですよ、私は職員に気の毒だと思いますよ、出ている職員が。課長級配置してその仕事ができるんだといいながら、一方で崩していつてるんです。その説明を求めます。ほかに課長級のいる地域振興協議会にはどんな仕事があって、そのことと法勝寺と賀野とどう違うのか。その説明してください。

それから、雇用条件明らかにした就業規則いりますよ。そんなとこに職員雇わされないでしょ。お出しください。

議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

企画政策課長（三鴨 義文君） 就業規則のことを若干補足させていただきます。私の方では、

その就業規則と銘打ったものは今現在持っておりません。振興協議会の方から評議会なり代表者会議で決定された月額報酬の額と、それから雇用期間等を書いたこういうふうに決定して雇用するからという文書はもらっておりまして、それをもとに月額報酬は支援していくようにしております。それは先ほども申しあげました月額16万7,000円でございます。

それと、もう1点は、その16万7,000円が協議会の方で決定されたわけですがけれども、担当課の方にもちょっと御相談がありまして、私の方でも臨時さんの賃金とかいろんな町職員としての情報データはお渡ししましてその中で検討されて、先ほども説明いたしましたけれどもいろんな要件を考慮されて月額を決められたということですので、私の手元には就業規則はありません。

それから、もう1点は、雇用された今の職員さんと支援職員、管理職クラスの支援職員もいるのにその差はどうかというようなことをちょっと聞かれたかと思っておりますけれども、先ほど亀尾議員さんにもお話ししましたとおり、特に法勝寺振興協議会が生田さんということをお考えになったのは、やはり一番最初から一課長としても非常に精通されておりまして、今一番大事な法勝寺振興協議会の中で集落づくりに出かけていく、その最初の年ということで非常に管理職であったし、生田さんという方を熱望されておられましてそういうことになりました。どこの振興協議会もそういった管理職と支援職員という形でやっております法勝寺もそういった形で、ぜひとも経験豊かな方がほしいということで今になっているというふうに思っております。

議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

副町長（藤友 裕美君） いつ、町が支援したというような表現がございましたけれども、先ほども何回も申し上げておりますように町は退職されたあと職員を派遣すると、そういった考えに基本的に立っておるわけでございますから、そういった人事が絡むことでもございます。そういった中で地元からそういった話があったときに、人事が絡むことでありますから本人さんの意向を私がちょっと確認してみたと、そういう状況でいったわけでございます。当然全くそういう意思がないということになれば、人事でまたそれなりの職員の配置ということも考えないといけないわけではありますが、そういった要請を受けて本人がそういう気持ちもあるということありますから、そのようなことを今度は振興協議会に対応されたということだろうというふうに思います。

それから、賀野振興区から一人引き上げたということですが、これは当初から言うておりますように何回も言うておりますが、3年間を支援する。その中で結局早い時期にそういった地元でもそういった事務精通された方が確保できて対応されればいいと、それ適時そういった状況

になれば当然一人は引き上げるというような考えも持ってあったわけですから、そういった町の職員で、従来からそういった振興区の取り組みなどについてもいろいろ理解しておられる方が入られたということで、職員は1名引き上げたということでございます。

ですから、それは定かではございませんが、（発言する者あり）いや、そんな日にちまで覚えておりません。ただ、1点言いますのはもう言っておるとおりでございます。ことし、年が明けてから本人が、本人が会長さん実はこうこうですということを本人が会長さんに話をされて、それから来られたということですから、いついつ来られたのかということは定かで覚えておりません。

それから、いつ採用されたかということですが、これも最初に申し上げました。振興協議会の4月8日の法勝寺の場合ですが、地区の代表者会、評議会そういったところで決定をしてから雇用をするということを聞いておったということでございます。

それから、賀野の振興区については4月の5日に賀野の振興協議会はされて、8日で採用決定になったということですし、法勝寺は4月の18日の評議員会で全会で承認をされて、4月の21日付で採用だということを聞いておるということでございます。

議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） 何で会長から職員の、自分とこで採用したいといったことが大事になるかということは、定かでないっておっしゃいましたよね。いうとすれば何というかといったら4月の18日と4月の5日付ですか、それしか言いようがないんですよ。でも、実際そうじゃないわけでしょ、実際は4月の18日以前にも職員はボランティアで働いておられたんですよ、そうですね、これは確認していますよね、執行部側がそう述べていらっしやいました。私は町長にぜひお答えいただきたいのは退職干渉も、副町長はそういうふうに素直に述べられたんですよ。退職勧奨をした職員を充てたんですよ。それも自分とこで今派遣でもないんですけど派遣としかいいようがないんですよ。本来、公務員法でも自治法上でもあり得ないようなことやってるものだから早く何とかしたいのかもしれないんですが、それを副町長がいうように派遣派遣といいますが、派遣と違うということになったわけですね、この間の議会でね。どういう言い方するか考えて言ってね、今度。そんなことも不正常的な状況を直すためには何らかの形をとらないといけない。で、退職勧奨の中で当然これは地域振興協議会へのあなた方でいえば出向ですよ、その話があったわけですよ、それがまだ囑託だったらわからんことないんですよ。それを振興協議会採用にしたのはいつかということ答えられないんですよ。答えなくて振興協議会のせいにして4月の18日と4月の5日にしたっていうんですね。こんなばかな話ありません、お金もないのに決まる

わけないんです。それに町がきちんと意向示さなければ振興協議会といえども決めることができないんです。とすれば、だれが考えても天下りではないといいながら全く今お述べになったように、町職員の異動の中でこれが考えられてきたわけではないですか。それも退職勧奨しながら身分も明かさずに、どういうことになるかも定かでない中でやってきたのが実際ではないんですか。私はみんなやると思いますよ。問題聞きますよ、町民に対してお金の使い方、公務員の配置の仕方です非常に問題だって指摘されたらどうするのか。振興協議会が雇うといいながらお金もないのに雇わせてきたこの事実はどう責任をとるのかという問題が一つあると思うんですね。それについてどう答えるのか。職員の中でいえば長年一緒に働いてきた職員が、退職勧奨においたもんについてはいろいろな形をつくって居場所を持っていく。それもお金決まっていたのかどうか知りませんが、そういうやり方は全く天下りであるし、そういうことをさせてきていいのかという問題ですよね。それが問われてくると思いませんか。何よりも根拠がない。確かに課長は職員はいろいろあつてるといいましたが、今後地域振興協議会における職員はどういうふうな住民の目でさらされると思いませんか。200万そこそこの事務費でできる仕事をしているんですよ。その200万もいらぬのではないかといわれてるんじゃないですか。それは職員のせいではないですよ、町長。町長が自らそういうふうな不順しいきて、しいては振興協議会に行く職員は退職し、それも退職勧奨に応じた職員を配置していく。こういうルートをつくっていかうとしてるのではないですか。これはあなたの考えではなくて総務省がそう言ってるんです。総務省が団塊の世代の退職した職員を充てていくような地域振興を図っていくということ書いているんですよ、2年前に。全く同じことやっていってるではありませんか。それを振興協議会のせいにしてきている、これが実際ですよ。住民から見たら職員を引き上げていく、公費で持っていくところの縮小していくやり方にしかほかならないと思うんですよ。私は町長に答弁求めます、この点についてどうお答えなのか。もう一回聞きますが、会長が自分の方から振興協議会で雇いたいといってきたのはいつなんですか。そのことをもう一回はっきり言ってください。4月の18日というのはそれは評議員総会で決めて、そこにはもうちゃんと段取りができてたんです。その前に振興協議会長が自分とこで雇いたいといってきたのはいつなのか。それが言えなければ、町長の方から振興協議会で雇えといったのはいつなのか。どっちでもいいですわ、はっきりとさせてください。どっちか言えますよね。

それともう1点は、町長が今回お述べになられた住民自治組織の中で、非常に住民を分断しているということについてどういうかという点でお伺いしたいんです。先ほど伐株のこといいましたら伐株のもう一人の人は1年たったら返るといった。こういうふうに言ってるんですよ。町

長、伐株の区長は今回の問題で声を上げているのは職員の採用の問題はおかしいという点と、もう一つは住民が自らつくってきた集落自治を壊すようなことを振興協議会と町がやってきている、こういうふうに言ってるわけなんですよ。この意味わかりますか、私はあなたはわからないと思うんですよ、平然と言いましたからね。区長が個人で言っているのではないんです。私も確認しましたが伐株の区長のところには、伐株の住民は区長がかわっても振興協議会は脱退するということは区で決めたことだと言っているんです。本来住民自治を尊重する立場であれば……

議長（森岡 幹雄君） 真壁議員、討論にならずに。

議員（14番 真壁 容子君） はい、わかりました。

議長（森岡 幹雄君） 質疑をしっかりとってください。

議員（14番 真壁 容子君） 区長であるかないかという個人の意見ではなくて、区長が来たら区の意見、こういうふうに見るのが当たり前ですよ。それを横に置いておいて後の区の人はい来年になったら返ると言っている。町長、こういうふうに公の場所で町長が述べられたことは地域に対して集落に対してどのような影響与えるか、あなた考えておられますか。私は取り消すべきだと思うんです、その意見は。それでなければ集落自治が壊れてしまう。10何軒の集落かてどのような思いで今日迎えてるかを御存じですか。少なくとも先ほどの発言はお詫びして、撤回することを求めますがどうでしょうか。

議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

町長（坂本 昭文君） 町長。聞いておりまして随分誤解に基づいて御質問なさっておるなと思っております。まず、副町長が何度もお答えしておりますように退職勧奨をし、それを応ずる（発言する者あり）応ずるという職員で新しい別な管理職を配置しなければいけないという、そういうことを考えておりましたけれども、振興協議会の会長さんの方からそういう御要請をいただき、そしてそういうことならということで本人にお話をしたら本人も熟慮をして、その上でそこまで言っただけならということで出る決意をしていただいたということであります。私は本人の気持ちで、特にここではっきり言っておかなければいけないと思いますけれども、私はこの合併以来、この地域振興で新しい南部町の町づくりをしていこうということをずっと訴えてきました。その中心的な役割を彼は担ってきてくれました。そして振興協議会の総括の支援専門員としてずっと頑張ってきた。合わせて法勝寺の支援員として頑張ってきていただいたわけなんですけども、残念ながら法勝寺については集落づくり計画など、まだ集落を回っていないというような状況があるわけです。ですから、やり残したような思いもあったかもわかりません。そういうことでやっぱり会長さんや皆さん方の期待にこたえなければいけないという強い決意で、決

断をしていただいたのではないかと考えております。私は非常にそういう意味では立派な御決断をしていただいたというように思っております。遅れを取り戻して頑張っていたきたいというように思っております。そういうことが事実でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、いつ言ってきたかということでございますけれども、私の記憶では会長さん方から言ってきて、引き続き現在の人にお世話になりたいと言って来られたのは私は3月になってからだなかったかなと。（「自分とここで雇うってこといつ言ったかと」と呼ぶ者あり）自分とここで雇うとかいうことではなくて、お世話になりたいということを書いて来られたということでありました。（「協議会で雇うこといつ言ってきたのかということ」と呼ぶ者あり）協議会で雇うというのは4月の18日に評議員会があって、そこで決定になったということでございます。そういうぐあいに思っております。本人に副町長の方から話をして、本人も即答せずにいるいろいろ考えたあげく、随分厳しい決断をしていただいたというように思っております。ですから、あなたが御指摘になったような異動の中でそのなされたというようなことではございません。（発言する者あり）聞いてないけど、ないかもわかりませんが先ほどの質問の中でおっしゃいましたのでここに書いております。異動の中でやったわけではございません。

それから、伐株のことなんですけれども、私も随分心配しまして町長の考え方も聞いて御判断いただけませんかという気持ちだったわけです。親しい人にちょっと聞いてみましたところ、今はその時期ではないよと、これはもう4月の末だったと思います。私は知ったのがその時期だったのでそういうことおっしゃいまして、1年ほど待ってごせと、またじっくり集落で話して復活するわいというようにおっしゃいましたことを今お話をしたわけでありました。これも事実であります。さっき赤井議員さんにお話したわけですが、賛成の方や反対の方やそれからいろいろあると思います。それから、反対の方がまた区長さんを早目になさることもあろうと思います。そういうときにやっぱり改めて振興協議会どうなのかということが議論になるのではないだろうかと思えます。私はそういう話し合いの中からこの地域振興というものがコミュニティーをつくってきて、そして本当に横と手をつないでいかないとこれからの時代、地域振興や集落の発展は望めないというようなことに当然なっていくものだろうというように思っております。議論ができるだけそういうところで起きて、いろんな立場の方がいろんな御意見をお話になってにぎやかに町づくりが進んできたならなというように思っております。分断するような考えは全くございませんのでそういうことなら誤解でございますから、よろしく申し上げます。

議員（14番 真壁 容子君） 答弁が足りてません。

議長（森岡 幹雄君） 何が。

議員（14番 真壁 容子君） いつ振興協議会が雇うと言ったのかというのが返ってません。それを教えて。

議長（森岡 幹雄君） 何か言ったような気がしたけど、課長、言ったと違うか。その部分に、触れんかったか。

議員（14番 真壁 容子君） 経過教えてください。

議長（森岡 幹雄君） まだ返ってないって本人がおっしゃるからもう一遍教えてあげてください。

町長（坂本 昭文君） 先ほど答弁したと思いますけれども、振興協議会の方でお世話になりたいということが3月にあったと思います。

議員（14番 真壁 容子君） それは生田さんの場合でしょ。振興協議会がその職員雇いたいと言ったのはいつですか。

町長（坂本 昭文君） 振興協議会は4月の18日に……

議員（14番 真壁 容子君） それは評議員会の決定。

町長（坂本 昭文君） 評議会を開催になっておりまして、ここに議事録いただいておりますけれども、その席でいろいろ議論の結果決定になったということでございます。それまでは日付も抜いてありますのでその日だったというように思います。以上です。（発言する者あり）

議長（森岡 幹雄君） いや、それなりに答弁なされたというふうに私は解釈いたしております。

議員（14番 真壁 容子君） 就業規則も出ていない。

議長（森岡 幹雄君） え、何。

議員（14番 真壁 容子君） 就業規則も出ていない。

議長（森岡 幹雄君） 就業規則はよその固まりでしょ。

議員（14番 真壁 容子君） そんなことで、そんなことで……

議長（森岡 幹雄君） それは答弁ができる範囲で答弁してください。

議員（14番 真壁 容子君） 出してください。（発言する者あり）

議長（森岡 幹雄君） 答えはあったような気がしてますけどね。

議員（14番 真壁 容子君） もしなければ、申し合わせ事項でもあるのを出示してください。それでなければ判断できない、200万の根拠の。

議長（森岡 幹雄君） ちょっと休憩します。

12時35分休憩

12時37分再開

議長（森岡 幹雄君） 再開します。答弁をいただきます。（発言する者あり）そういう答弁があるっていうだけん。

企画政策課長、三鴨君。

企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。私も何度もお答えしてるとは思いますけれど現時点で手元にも持ってございませんし、振興協議会の方も今作成中ではなからうかと思っております。（発言する者あり）私の方は今出すことができませんので、これから休暇ですとか細かい話を詰められるというふうに思っています。私の方で聞いておりますのは、先ほども何度も言いますが報酬月額であったり雇用期間であったり、40時間だというようなところをひいて提案させてもらっております。今後の手続き上の話だと思っております。以上です。

議長（森岡 幹雄君） 以上で質疑を終結いたします。これから討論を行います。（発言する者あり）だってそういう答弁をしてるんだから、そこから先は討論でやりなさいよ。

原案に反対者の発言を許します。原案に反対者ございませんか。

14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） まず議長、私は今回臨時議会出された内容の職員を、地域振興会で職員を雇って、その分を全額公費で出していくという今まで聞いたこともないよその町でも例がない、言っていくのも恥ずかしいようなことを決めようとしてるんですよ。議会とすれば当然400万の根拠で職員をどのように採用していくのか、公費出すことが適当なのかどうかと含めてする資料がなければ判断のしようがありませんよね。まずそれを出そうとしてこないし、少なくとも振興協議会が決めたからというのは、議会が通る前に町の予算をよその者が決めてそれを後追いさせる。こんな町政聞いたことがない。今までにやったこともない。そういう権限が果たして振興協議会にあるのか。このことが問われてこんといけんと思うんですよ。私はこの内容は該当する法勝寺振興協議会と賀野ですね、富有の里です、そこの振興協議会だけの問題ではなく町民に大きな疑問を投げかけると指摘をしておきたいと思うんです。この今回の400万の根拠でいえば、町長は振興協議会が雇うということを書いて来たことを述べることはできませんでした。なぜならば、それは町が決めてやってるからです。いくら天下りではないといいながらも、いみじくも副町長が経過を説明したように退職勧奨を行う中で条件の一つに出してきてやったと、こういうふうにならなくても仕方のない答弁をしているということなんです。そう言われたくな

かったらちゃんと答えなさい。住民に通用しますか、そんなことが。（発言する者あり）

議長（森岡 幹雄君） 討論中でありませう。討論続行してください。

議員（14番 真壁 容子君） そういうことを言われても仕方がないような答弁で、いってみれば住民には公費を使うことの説明不足、職員には退職勧奨で言うこと聞く者については天下りも許してやろう。そういうことにほかなってこないと強く指摘しておきたいと思うんです。それが住民に理解されるかという点です。

2つ目には、振興協議会に職員を2名配置するというふうに住民に言っていました。このことも賛否両論が議会にある中で、町長はどのようにお答えになってきたか。管理職のように責任のある支援職員を行かせて、そこで十分に働いてもらうと行ってきました。残念ながら12月議会の後、7つの振興協議会を回っても多忙で忙しい中身について、それはいろいろとあると思いますが、住民に説明して私たちがもビラに書けるような内容は取材できなかったというのが現状です。町長は、この2人が絶対必要だと言ってきましたが、自ら覆す内容を今回やったということ自覚されていないという点。片や管理職の支援員を置く一方で、今度は生田専門員がそんなにしなければ囑託でも現職でも置いておけばよかったですね。それを退職勧奨に応じて辞めさせて200万の給与で働かせる。これでは中身はそれだけの仕事でいいのかということになってくるわけです。ほかの職員も各振興協議会で働きにくくなる現状を町がつくり出してきているというふうに指摘しないといけないと思うんです。それで済むのであれば全体的に支援職員の見直し、お金の見直しをしてむだ遣いというのであれば正していかななくてはならない。このことも考えていかなければならないようなことをつくり出してきているという点です。

3つ目、この問題が町長は分断などしていないといいますが、地域振興協議会がそもそも任意の住民組織でありながら、全体を統括させるという問題点から脱退する事態が出てきています。町長は自分では自覚されていないところ、私は大きな病気だと思うのですが、これは住民の中に集落での分断をも持ち込んでいる問題、これを指摘せんといけんと思うのです。先ほども言ったように町長は、まず伐株集落のこと心配するのであればなぜ伐株の区長に電話をかけないのですか。ほかの住民に電話をかけています。区長が区で決定したことを自分の意思で本会議でその決定は事実ではないということ言っているんです。これぐらい集落自治に対する介入と分断行為がないのではないですか。私はそこを自覚されていない町長は本来住民自治を語る資格はないと思うのです。そういう意味でいえば、今回の職員採用については不明朗であるし、協議会が自ら採用したいといった日にちも言えないところからみれば、正しく天下りにすぎない。これは住民が言っているんですよ、私が言ってるんじゃないんです。天下りということについての反論もで

きない状況であるということを指摘しないといけないということ。このことが住民自治を進展させるどころか、かえって住民に地域振興協議会ないしは町の住民自治に対する姿勢に反感を持ち、住民自治とは違う方向にいくということを指摘して反対いたします。

議長（森岡 幹雄君） 次に賛成者の発言を許します。

6番、細田君。

議員（6番 細田 元教君） この20年度補正予算につきましては、この大きな問題、今眞壁議員が言われましたように地域振興区の2人の人件費が今回計上された。今つらつら意見、執行部または議員さんの討論を聞きまして、この地域振興区がやっぱりまだ1年もたっていないのに、まだまだ町長、執行部が進めている本当の地域振興区の姿にまだなりきっていない。だから、こういうところでやっぱり最初に言われましたように3年程度は町より支援員を出して支援すると。今回たまたま2人辞められて町から出向じゃないですけど、振興区で雇用したと。それに対する人件費をここに計上された。このされた方がやっぱりこの地域振興区、生みの苦しみというのをよく御存じの方です。私は副町長に質問しました、振興区で雇用されるならばこの事務精通した方ならばだれでもいいのか、今後それまた検討されるのかと。3年後等にはまた見直ししてもやると言っておられます。やっぱりこの南部町が今進めておる地域振興区、まだまだ足が地についてない状況、こういうところにはやっぱり最初言われた3年程度はよくわかった人がここに行かないけんのかなというように理解いたしました。天下りということもございました。最初に質問しました。これは本当に天下りなのかと。新聞にも書いてあったし、南部民報にも書いてあったと、どうなんだと。

議長（森岡 幹雄君） 傍聴席は静かにしてください。

議員（6番 細田 元教君） それは公式では天下りではないと言われました。町民はそのようにとってないのは事実です。

議長（森岡 幹雄君） 傍聴マナーを守ってください。討論中であります。

議員（6番 細田 元教君） けども、そのような僕は天下りはよくないですけども、やっぱり3年というのは3年町が責任を持ってこれを育てていくと。そのための人材の人件費であるというように解釈いたしました。これは認めるべきであると。どうしてもこの地域振興区、全国を調べましたらいたるところでやっぱりやっております。けども、それは地方自治法に基づく振興区がほとんどでございました。私たちのような（発言する者あり）地方自治法に基づかない自由な本当に住民力を高めるようなそこを町が支援する。みんなで頑張ってくれと、ような支援するような振興区は今たしか南部町とあと1つか2つありました。それも調べさせていただきました

らやっぱりどっこも大変でございます。ぜひともこれは南部町で成功していただき、自分たちのことは自分たちでしよう。今いい例があるんじゃないですか。下阿賀区はたしかに入ってますけど、下阿賀区はひとりで自立して今やっておられます。私はこの振興区が下阿賀区のような、振興区の中で下阿賀区のような活動ができるようなことをぜひとも望みたい。そのためのこの助成、人件費、人材、私はこの町の職員でいけんといわれるかもしれませんが、この生みの苦しみをよく知った方々だと私は思ってます。そういう方々にぜひともしていただき、ある程度できたら本当に住民の方に思い切り投げ出していただきたい。ということをお願いいたしまして賛成いたします。

議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

議員（12番 亀尾 共三君） 私はこの議案、第54号には反対いたします。先ほどこの地域、何だったかな、地域自治振興費ですね、この中についてのいろいろ質問あり、また討論もありました。賛成討論の中でこれはまだ1年も経過していないから、少なくとも3年はかかるということをおっしゃったんですけども、既に1年はまだ、去年の7月からでしたからね、準備期間含めると1年になります。やればやるほどわからないと苦情が出る、これが実態です。まさにこのようなやり方なぜか、よく考えますと基本は任意団体なんです。この地域自治振興区の条例では、ただ地域を決めただけですよ。なのにすべて、これができたら入らんといいやつはけしからんといいやつという状況でしょ。なぜかいいますと、お金の問題があってそうじゃありませんか。下阿賀の人が入らんと、下阿賀区が入らんといったら振興、交付金の中それを下阿賀区は完全に一つの、これ自治体、自治ですよ、地方自治、集団、一つの末端の自治でそこにはお金を出さない、まさにこれは法の違反じゃありませんか。ポケットマネーならかまいませんよ、町長か副町長かの知らんけども。しかし、公のお金、みんなが納めた税金をみんなの納得のうちに公平に使う、これが原則ではありませんか。そしてまた、このごろ次々とじげの道づくりを始め、すべて行政が責任持ってやらなければならないサービスを地域の方へどんどん投げ出すようなこと、それから区長制度を廃止して、それで文書もそこに投げ出していく。まさにこのようなやり方、これが1年でこうですから3年もたったら大混乱。町は大混乱に陥れるというのが、これが実態です。声は公に言う、どんどん声は上がっておりませんが、深部の中では静かにそういう声が起こってますよ。まさにこれは楽しい明るい町づくりじゃなく、これには逆行するもんじゃありませんか。しかも今回、この金額が上がってるのは公平公正な行政から全く外れたやり方、このようなこと。

そして、もう1点加えますけども、精通している人を今まで精通している人を雇うといいなが

ら、でも、賀野の人は全くほかのポジションではありませんか。なぜそういうことが通るんですか。そのポジションにおった人をこっちに帰してほかのポジションにつかせて、そして全くついてなかったポジションの人を退職勧告に、退職勧告で承知した人を送りつける。まさにこれは天降り、さじ加減ではありませんか。私はこういうことを認めるわけにはいきません。ですから、そのことを理由に反対します。

議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

議案第54号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第54号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森岡 幹雄君） ちょっとそのままにしとってよ。

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。（発言する者あり）

静かに願います。

・

議長（森岡 幹雄君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第3回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成20年第3回南部町議会臨時会を閉会いたします。

午後12時52分閉会